

午前10時6分 開議

議長（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。連日にわたり御苦労さまでございます。ただいまから平成7年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番 巴里英一君、17番 嶋本五男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、付託議案第12号 平成6年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、付託議案第27号 平成6年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についての以上16件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成6年度泉南市各会計決算認定16件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 堀口武視君。

決算審査特別委員長（堀口武視君） おはようございます。議長から指名を受けましたので、これより去る第3回定例会において本決算審査特別委員会に付託を受けました平成6年度大阪府泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算16件について、その審査の概要と結果の御報告を申し上げます。

さて、本特別委員会の審査に付されております各会計決算につきましては、過日の10月24日から10月26日までの3日間にわたり委員並びに市長以下関係理事者の出席のもとに開催し、決算各分野において慎重かつ精力的に審査を行いました。

なお、報告に当たり各分野における主なる部分のみの報告をさせていただきますので、その点よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。また、審査の結果につきましては、皆様方のお手元に御配付いたしております決算委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照賜りたいと思います。

それでは、これより審査の概要を順次各会計ごとに区切り、御報告を申

し上げますが、主要施策の成果説明書の説明部分と重複する質疑においては省略をさせていただきますので、その点もあわせて御了承賜りたいと思います。

それでは、まず一般会計の歳入部門から審査の概要を申し上げます。

初めに市税の徴収率の問題で、本件については機会あるごとに取り上げられている問題であり、これが好転に転ずべく論議が集中するものであるが、前年度と比すとき、その率が低下しているように思うが、その具体性と原因を示されたいことと、平成6年度の税法改正及びそのことに伴う自治省からの指導において従来と変化があった点、また結果を示されたい、との問いに、徴収率については平成5年度分で89.1%、平成6年度分で86.3%となり、対前年比2.7%程度低下しており、その主な原因として、バブル経済の崩壊以後の不景気が主なものであり、収税についても担当として努力をしているが、景気低迷により徴収率の向上が芳しくなく、近年の不況の中、特に今年度に入ってから会社の閉鎖、倒産等により失業者が増加傾向にあり、ちなみに職業安定所の調べでは、失業者が平成5年で4,819名、平成6年では4,959名であり、また民間の給与の実態調査でも平成5年では平均4%、平成6年で平均3%と伸び率が低下し、所得の鈍化が納税者の担税能力の低下につながっていると考えられる、との説明がありました。

また、税制改正等における問題では、平成6年度に固定資産税の評価がえ及び市民税の特別減税が実施されたことにより、住民税で20%、所得割でも20%減税され、限度額が20万円となり、平成6年度と平成5年度分の現年課税分を比較した場合の調定ベースで約14%程度の減収になっている、とのことでした。

次に、空港本島からの税収については、税目別ではどのようになっているのか、またその税収の影響により交付税に与える影響度を示されたい、との問いに、空港島の課税実態については、平成6年度において法人市民税の法人税割で1,013万円、固定資産税では8億9,823万円であり、合計約9億836万円である、とのことでした。また、交付税の影響額については、6億7350万円程度の収入額となる、とのことでした。しかしながら、担税不適格により需用額が多いため、交付税では普通交付税が対前年比で7.7%の伸びとなっている、とのことでした。

次に、空港島の固定資産税については8億9,823万円課税され、それが評価がえによりどの程度収入となっているのか、また結果として評価がえ等により増収の要因が多かったのに差し引きすれば伸びが少ないように思うが、その要因は何か、との問いに、固定資産税の評価がえにより、平成5年度分と平成6年度分の現年課税分を比較し、その増収分は率にして9%、額にして3億3,000万円であり、空港島の課税は、平成5年度において一部竣工部分があり、それに見合う分として7億5,200万円が課税されており、評価がえに伴う課税増加分は1億4,600万円である、とのことでした。さらに、トータルベースでの市税分で2億4,500万円の減額となったことについては、市民税の特別減税が大きく影響し、固定資産税、都市計画税が伸びる中で、個人の市民税が減額となり、そのことにより調定ベースにおいて平成5年度と比較して2億4,500万円の減額となったものである、とのことでした。

また、これに関連して歳入全般における、特に不納欠損額及び収入未済額は市税予算額の約2%程度となるが、この措置の考え方、さらに特に市税の滞納問題については、税の公平負担の考え方からすると不公平が生じるものであり、行政としてもっと努力をし、その問題点等を究明し、問題解決を図るべきではないか、との問いに、不納欠損については、平成6年度において1,164件、約2,622万円であり、また、その不納欠損として処理する法的根拠については、税法第15条の7及び第18条の定めにより、第18条においては5年で時効、また第15条の7においては、滞納処分に付すべき財産がないとき、また処分することにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、あわせて、その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明のときに不納欠損として処理をしている、とのことでした。

税の徴収については、市民に不公平感を与えることのなきよう万全を期することが基本であり、その対策として従前から臨戸徴収等対策を立て取り組んでいるが、さらに今後の対策としては、徴収強化のための推進委員会を設置し、原因の究明及び状況等の把握を行い、その具体的な対策を立て全庁的な取り組みを行いたいとのことであり、あわせて市民へのPRの充実、管理職による臨戸徴収の実施、また従前よりの臨戸徴収についても、その体制の強化に努め、徴収率の向上に努めたい、とのことでした。

次に、空港に関連して、関西空港が昨年9月4日に開港され、平成6年度分として空港からの税収はどうか、また8月25日の中間取りまとめにおける運輸省が大蔵省に要請している新たな改正案についてどのような影響があるのか、との問いに、空港島航空運送業者の新たに取得した空港用地に供する軽減措置については、この法律は平成5年に制定され、平成6年分からの適用となるが、平成6年ではこれらに該当する部分は本市の行政区域にはなかった、とのことでした。

また、中間取りまとめの運輸省の改正案に対する影響額については、空港計画案等の詳細ができていない現段階では、試算する状況には至っていないとのことでした。

また、運輸省の改正案の要望趣旨については、用地造成公社が新たに埋め立て取得する土地についても、現空港会社と同様の特別措置を行いたいとのことであり、空港の主な施設についても軽減措置を図っていきたい、というのが要望の趣旨であるとのことでした。

また、そのことに関連して、空港について運輸省としては、関西国際空港の2期工事を早期に実施し、ハブ空港として整備したい旨検討されているが、当然その課税権は各自治体の固有的なものであり、一方的に決めることはあってはならない、と考えているとのことであり、十分協議なされるよう要望を行ってまいりたい、とのことでした。あわせて、今後は地元合意なしに一方的にそのような税制を強行されることのないよう働きかけていく、とのことでした。

次に、税に関連して、りんくうタウンの分譲が当初計画と見込み違いにより税の減収となり、財政見通し等の修正が行われているが、2001年までの税収見込みでは総額では70億円程度の減収となるが、これらについてその見通しはどのようになるのか、また本市域内の分譲状況はどの程度なのか示せ、との問いに、りんくうタウンの分譲状況については、現在5社が分譲を受けており、本年11月末において所有権移転がなされると聞いており、この税収は、土地については平成8年に固定資産税収入となり、また上物については建築確認等の手続を経て建築となるので、早くとも平成9年の予定であり、その額については、現在、評価額等の把握ができないので算出は難しい、とのことでした。

また、りんくうタウンの分譲状況については、契約率は20%強となっ

ており、その内容は、当初分譲申し込み受け付け面積は工場用地、空港関連ゾーン合わせて15万8,000平米、追加分譲は7万8,000平米、新規分譲は2万8,000平米、合計18万6,000平米の分譲募集を行ったが、実際に分譲契約に至ったものは4万1,000平米であり、その割合は約22%程度である、とのことでした。

次に、市債について総額19億5,120万円であるが、その借入利率はどの程度の利率か示されたい、また大阪府及び銀行等と借入金の低利借りにかえについて交渉等をなされたか、との問いに、借入利率については、平成6年度分では国からの借入利率は3.85%、公営企業金融公庫分は3.95%、銀行縁故分で3.6%、市町村振興協会分は3.0%、大阪府貸付分では3.85%である、とのことでした。

また、市債の借りにかえについては、9月29日に近畿財務局に、10月5日に大阪府に対し口頭で、また10月6日に銀行に対し文書により、現行レートの利率による借りにかえしたい旨要望を行った、とのことでした。なお、現行レートの利率は3.15%である、とのことでした。

次に、使用料及び手数料のうち住宅使用料の収入未済額の内容とその対象住宅はどこか示されたい、との問いに、対象住宅は市営前畑及び宮本住宅であり、その収入未済額については、現年度分20万7,900円、過年度分37万2,426円で収入未済額総計58万326円となり、その対応としては、滞納について個々の状況等を調査していきたい、とのことでした。

それを聞くについて、前畑・宮本住宅では改修工事を行っている一方で、家賃の滞納では市民の批判が大きくなると思われるので、市としては適正な措置を講ずべきであると思われるが、との問いに、家賃の滞納については毎回指摘を受けているものであるが、原則として当該年度分はその年度内に徴収できるよう努力し、徴収方法等についても検討しなければならないと認識し、今後も内部で十分検討し、実効を上げるべく努力していく、とのことでした。

次に、同和減免について、減免制度が今実施されている内容はどうか、また減免対象範囲の変更がなされ、10年経過し考え直す時期が到来しているやに思うが、その点どのように考えているのか、との問いに、同和減免については、固定資産税の減免を一定の施策範囲の中で実施してきてお

り、今後市長会で示される内容等を踏まえ、同和対策審議会等に諮り見直し等も含め措置していきたいとのことでした。

なお、このほか国庫支出金、樽井財産区についても若干の質疑がありました。

以上が一般会計の歳入部分における質疑の主なるものであります。

次に、一般会計の歳出部門について順次申し上げます。

まず、議会費、総務費について一括して申し上げます。そのうち、議会費につきましては質疑がなく、総務費について申し上げます。

ここでは、役所の駐車場問題で充足率が低い、その状況について示されたい、との問いに、本問題については早急に解決しなければならない重要な課題であると認識しており、現在、本庁内に駐車場問題検討委員会を設置し、種々の検討の中で抜本的な駐車場問題の解決に取り組んでいる、とのことでした。

次に、人事管理費のうち、職員研修講師謝礼については、どのような研修を対象とした経費なのか、との問いに、新人職員研修及び係長級昇任選考に伴う事前研修及び手話講習の講師謝礼とのことでした。

また、職員研修に関連して、職員研修旅費についてどのような研修に対して支出しているのか、またその研修の目的、構成及び参加資格はどのようなものか、その研修旅費は以前も論議された市厚生会の研修に係るものかどうか、との問いに、職員研修旅費については、職員が各種研修に参加するための旅費であり、その取り扱いは人事課で一括管理し、各部課において年間必要な研修内容を査定し、その必要な研修について、一定の研修目的及びその研修活動による効果等により予算の配分を行い、また年度途中においても参加する研修内容等を精査し、職員研修としてふさわしいかどうかを判断して予算を執行した、とのことであり、平成6年度において参加した派遣研修は89件であった、とのことでした。また、この研修旅費については、市厚生会に関するものではない、とのことでした。

さらに、健康診断実施手数料について、その実施内容はどのようなものか、また現在、済生会泉南病院において簡易な健康診断ができると聞いているが、職員の健康診断をどこで実施しているのか示せ、との問いに、職員の健康診断については、定期健康診断の受診者は546名であり、また特別診断を143名受診しているとのことであり、平成6年度までの検査

機関については、泉南市内にないため市外の健康管理センターに依頼していた、とのことでした。さらに、検査機関として、平成7年度より済生会泉南病院で健康診断に必要な検査機器が完備されたので、今後は泉南病院に依頼する考えである、とのことでした。

次に、青少年の海外研修の内容とその対象者及び実施内容を示されたい、との問いに、青少年海外研修事業については平成5年度から実施され、その対象は市内4中学校の生徒と市内在住の高校生を対象とし、その指導員スタッフは市内在住の大学生から選考している、とのことでした。また、この海外研修の場所はシンガポールであり、3年継続してアンダーソンジュニアカレッジと交流し、こちらからは日本の地理、文化及び特産物等の紹介をし、双方の生徒同士の交流会等を実施している、とのことでした。

次に、コンピューター導入基本計画検討幹事会講師謝礼の内容を示せ、との問いに、幹事会講演を平成7年2月15日開催し、研修テーマについては、「コンピューター導入の理由と最新状況とその検討について」ということであり、その研修に対する講師謝礼である、とのことでした。

これに関連して、泉南市域として比較的広大であり、市役所の位置からして不便なところもあるが、住民票等の交付において、それが素早く交付していく方向でのコンピューター導入計画なり検討の考え方はどうか、との質問に、コンピューター導入計画検討の目的としては、行政事務の効率化及び合理化を推進し、迅速な行政効果を発揮し、より質の高い行政サービスを目指し、市民福祉向上に資することを目的に導入を目指すということであり、今後住民票等の自動交付等については、機械の設置場所として庁舎等公共施設に限り、職員等の管理のもと、その交付を行おうとするもので、実施に向けての検討課題として公民館に設置することについては、公民館活動への影響、市民課職員の管理体制等、効率的な運用ができるよう検討している、とのことでしたが、もし導入するとなれば、その留意点、また公民館は教育施設として、その職員体制については不十分であり、どのような管理体制を考えているのか、との問いに、住民票等の自動交付機を公民館に設置すれば、当然その管理する職員体制が必要であり、その上、公民館は教育施設であり、その一部を拝借するということになれば、教育委員会とも十分協議をしなければならず、もしその交付機にトラブルが生じた場合の保守管理の問題、また交付すべき書類はプライバシーを重んじ

なければならぬ書類であり、自治省及び府の指導ではそれを管理する人員を配置するよう指導されており、それらをクリアして早期実施を可能とするための検討を行い、早い時期に実施ができるよう努めるつもりである、とのことでした。

次に、委託料のうち、市事務委託料についてはどのような委託か、その内容を示すこと、また市掲示板について掲示板の老朽に伴い、その維持管理をどのようにしているのか、あわせて掲示板に市の掲示物以外の他の掲示をさせないための管理体制、また掲示板の設置数を示されたい、との問いに、市事務委託料については、各区に対し公報紙の各戸への配布等、市が本来すべきことを各区の区長を通じて委託しており、それに対する委託料であり、算出基準は世帯当たり590円と、その上に均等割として2万6,000円を33区に対し支払っている、とのことでした。

その中で、公報紙の配布が一部の地区にあって遅延するということが耳にするが、そういうことのないようにされたい、とのことには、配布については注意を行っているが、今後区長等におくれのないようお願いする、とのことでした。

掲示板については、現在、市内に241カ所設置しており、掲示板の管理は各区長にお願いしている、とのことであり、他の掲示物に使用されている点については、今のところ具体的な対策がないが、管理等今後検討しなければならない、とのことでした。

次に、地域防災計画策定業務について、その具体的内容を示せ、との問いに、本市の地域防災については、平成6年に航空機災害応急対策計画を追加し、修正を行ったが、その他の大部分が未修正であったので、今回全面的な見直しを行い、その内容としてこれまで防災アセスメント及び防災カルテの調査を行い、それを踏まえ防災計画の策定業務の委託を行ったもので、その主な特徴として、避難場所については、現行21カ所を今回半径500メートルの区域を基準として避難場所を見直し、36カ所を避難場所とし、あわせて震災対策の初動体制について検討を加え、震災発生の可能性の高い広域火災に対処するために広域避難場所の指定も検討している、とのことでした。

このことに関連して、応急避難対策あるいは救急復旧対策等、事後対策的なものではなく、発生後の2次災害を未然に防ぐ予防対策及び阪神大震

災クラスの震度7を想定したものの組み込みはどのように考えているのか、との問いに、防災計画については、現在、防災計画の修正作業を実施しており、地震対策として新たに予防計画と応急対策の計画を検討に加え、その内容としては、情報収集並びに伝達、避難場所、ライフラインの確保等があるが、その中で府から見直し基準が示され、府と協議し、それが煮詰まった段階で防災会議に諮っていききたい、とのことであり、今後はまちづくりと連動した予防対策が必要であるという認識に立ち、計画に必要な人員配置も考慮しなければならない、と考えているとのことでした。

さらに、防災に関連して、備蓄資材について、各市が予算化し、資材を確保しているが、本市としてその点どのように対応しているのか、との問いに、備蓄資材については今年度190万円予算計上し、毛布、備蓄食糧、水の確保を考えているが、財政状況もあり、十分ではないが、その中で農協等と連携して災害時の食糧等の確保を求めていききたいとのことであり、今後も備蓄確保に努めていききたい、とのことでした。

次に、空港対策費のうち、りんくうタウンレクリエーション拠点整備構想について、公的大規模滞在保養施設のこれまでの調査結果では、この用地の使用に当たっては、埋め立て申請時の目的以外に使用できないと言われているが、この施設は用途変更をしなくても建設できるのかどうか、その点を示せ、との問いに、今後公的大規模滞在型施設を誘致するために整備構想をまとめ、たたき台として種々の意見を聞くとともに、りんくうタウンの活用については、有効活用という本来の視点に立ち返って考えていききたい、とのことでした。

なお、その土地利用については、施設の立地の可否については、原則として土地利用の埋め立ての目的を変更する場合は、知事の許可が必要となっているが、公的施設の立地についてはその必要がないということで、その立地が可能と考えている、とのことでした。

次に、投資及び出資金のうち、泉州都市環境創造センターの出資の内容について、及びその収入の駐車場受託事業の事業収入はどの程度なのか、また雇用について市職員以外で泉南市から何名採用されているのか、現状を示されたい、との問いに、泉州都市環境創造センターについては、都市緑化の推進と道路環境の美化推進の啓発事業を主たる事業目的として、泉南市、泉佐野市、田尻町の2市1町において、平成6年7月1日に財団法

人設立の認可を得、3自治体で出捐金2億円を出資しており、そのうち本市は35%の7,000万円を出資したものである、とのことでした。

さらに、受託事業である駐車場の事業収入であるが、平成6年度において1億6,769万円の受託事業収入で関空会社と契約を締結しているとのことであり、また採用については、平成6年9月6日現在で泉南市在住の職員は45名中16名である、とのことでした。

次に、ふるさと創生推進委託料について、ふるさと創生資金の利息により事業実施している散策ラインプランであるが、近年の低金利において今後も事業はできるのか、との問いに、ふるさと創生資金の現状であるが、平成6年度決算では1億964万円となっており、その利息217万円を収入し、平成6年度事業として事業費540万円支出するため1億640万円である、とのことでした。

次に、契約検査費で国体のソフトボール会場の電気工事が分離発注されたが、泉南市には電気関係の検査ができる専門的な技術者がいるのか、また、その体制はどのようになっているのか、との問いに、電気関係の技術者の体制であるが、専門職員については十分な体制がとれていない現状であり、今後はそれらに対応できるよう検討を行っていききたい、とのことでした。

次に、人権啓発費のうち委託料の女性行動計画策定について、その決算内訳とその計画策定に当たり留意した点を示されたい、との問いに、女性行動計画策定委託料の内訳については、基本コンサルとして50万円、行動計画作成費が130万円、印刷費が310万円、管理費が73万5,000円その他消費税として16万9,050円で、行動策定委託総額580万4,050円である、とのことでした。また、行動計画策定に当たり、内部組織として推進本部を設置し、特に市民の中から女性の方々を中心としてつくっている女性問題懇話会の意見を拝聴しつつ策定を行った、とのことでした。

次に、人権問題について、3月定例会において人権条例が制定されたが、市民に今後どのように啓発を行っていくのか、との問いに、人権啓発については十分であるとは思っていないので、今後はより一層工夫した中で、市民の理解を深めるための充実した啓発を行っていききたい、とのことでした。

次に、国体費のうち、ソフトボール大会担当会議負担金の内容とともに、ソフトボール協会等関係団体に協力を得るが上の対策等考えているのか、との問いに、ソフトボール大会担当参加負担金については、第52回国体においてソフトボール競技の会場となる泉南市、八尾市、交野市、摂津市、茨木市で構成されている大阪府ソフトボール協会との勉強会及び大会会場の整備等の会議に対する負担金であり、また平成6年度にはソフトボール協会等に特別補助等を行っていないが、平成8年度予算においては国体に向けての一定の方向づけを行っていきたい、とのことでした。

次に、戸籍住民基本台帳費について、住民基本台帳等、電算処理を業務委託している中で、そのデータが他に流出しないのか、また、データ等の機密保持はどのようにされているのか、との問いに、契約締結時に市の規則により機密保持に関する事項等遵守させており、また機器については暗証番号で運用している、とのことでした。

これに関連して、戸籍記載システム保守料とはどのような内容か示せ、との問いに、戸籍記載システムは、戸籍の転入、新規を自動的に記載するシステムであり、そのシステムを借り上げ使用している関係上、保守点検が必要なための費用である、とのことでした。

次に、民生費について申し上げます。

まず、社会福祉協議会補助金について、社会福祉協議会の設置目的及び業務内容を示されたい、との問いに、社会福祉協議会は泉南市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、そのことにより地域社会福祉の増進を図ることを目的とし、その主な業務は地域福祉事業、ボランティアセンターの運営、在宅福祉対策事業、総合福祉対策事業、生活福祉対策事業、心配事相談事業等が主な事業である、とのことでした。

次に、老人ホーム入所判定委員会とはどういうことを行う委員会であるのか、との問いに、お年寄りのことに関して高齢者福祉課の窓口寄せられた相談の中で、老人ホームに入所措置する必要があると思われる人を担当課で調書を作成し、その調書をもとに、老人ホームに入所措置することが妥当かどうかを審査し、決定をする委員会である、とのことでした。

これに関連して、平成6年度において、この入所判定にかかわり特別養護老人ホームに入所措置された人数、また待機者数、あわせて入所の申し込みをしてからの待機期間はどの程度なのか、との問いに、入所措置者数

は52名であり、待機者は9名、また待機期間については平均半年程度かかる、とのことでした。

また、老人ホームの入所に関して、男女どちらが入所しやすいのかという問いに、男性の方が比較的入所できる確率が高い傾向が実態である、とのことでした。

次に、ボランティア活動対策事業委託料について、現在の泉南市のボランティア団体の組織の実態、また今後ボランティア団体に対する市の取り組みについての考え方はどうか、との問いに、現在、泉南市内には9グループの団体があり、その人数は147名であり、種々ボランティア活動を行っており、今後このボランティア団体については、福祉事業施策との関連性を考慮しながら、社会福祉協議会と協力してその育成を図っていききたい、とのことでした。

また、ボランティア活動については、年齢制限があるのかという問いには、年齢制限はないとのことでありました。

なお、ボランティア保険については、本市においてはボランティア保険に必ず加入するようになっているのか、もし加入するのであれば、行政の方でボランティア保険の加入費用を負担しているのか、それとも個人に費用を負担させているのか、との問いに、ボランティアは必ずボランティア保険に入るようになっており、以前まではボランティア保険の保険料5000円のうち、行政の方で2000円を負担し、個人の方では3000円を負担してもらっていたが、現在は全額行政の方で負担している、とのことでした。

次に、現在、高齢者福祉課に所属しているホームヘルパーは何名か、との問いに、平成6年度の決算段階では8名であるが、現在は10名である、とのことでした。

また、ゴールドプランの最終年度である1999年においては、47名のホームヘルパーを確保する必要があるが、この目標値を達成するためには具体的な方針や実施計画などが必要であると思うが、その点はどうか、との問いに、原課としては、目標値の47名のうち15名については、従来どおりの正職で採用したいと考え、残り32名については、登録制度のホームヘルパーを登用することで目標値を達成していくようにしたい、とのことでした。

また、平成7年度現在では、ホームヘルパーが10名いるが、あと5名のホームヘルパーの確保が必要となり、その5名については平成12年までに目標値の達成が可能であり、また登録制のホームヘルパー32名の確保についても原則として確保が可能であると考えている、とのことでした。

また、この質問に関連して、泉南特別養護老人ホーム問題について、泉南特別養護老人ホームの建てかえがおこなわれているのは、済生会泉南病院との一体的な整備をしていくことを大阪府から提起されているためと考えてよいのかという問いに、泉南特別養護老人ホームの建てかえがおこなわれているのは、済生会泉南病院との一体的整備をすることが原因となっていると考えられるとのことであり、もし泉南特別養護老人ホームのみ整備するのであるならば、平成12年までには、泉南市の新たな老人福祉施設として生まれ変わると考えられる、とのことでした。

次に、保育所の時間外保育についてであるが、その実施状況を示された問い、との問いに、通常の保育時間は、平日朝8時30分から16時30分まで保育を行っており、土曜日は朝8時30分から11時30分までになっているが、保護者からの要望により、現在、朝8時から8時30分までの30分間と、16時30分から18時までの1時間30分、おのおの時間外保育を実施しており、正規の保育時間は市の職員が当たっているが、時間外保育についてはパートタイマーの保母を雇用して対応している、とのことでした。

次に、施設入浴サービスと移動入浴サービスのそれぞれの利用状況はどのようなか、との問いに、平成6年度での施設入浴サービスについては、4名の方々が玉井泉陽園で施設入浴サービスを受け、また移動入浴サービスについては、9名の方々が関西福祉社の移動入浴サービスを受けた、とのことでした。

このことに関連して、施設入浴サービスと移動入浴サービスの利用者が少ないと思われるが、もっと利用者が多くなるための対策を行うべきである、との問いに、民生委員の方々に対して、入浴サービスの利用者がふえるよう利用者の掘り起こしをお願いしたところ、1名の申込者もなかったのが実態であり、民生委員の方々と相談して、寝たきり老人のいる家庭に入浴サービスの案内状を送付して、利用者が今よりも多くなるようにしていきたいと考えている、とのことでした。

次に、寝たきり老人等介護者激励金についてであるが、1人当たりどの程度支給されているのか、また他市の実施状況について示されたい、との問いに、現在1人当たり年額3万円を支給しており、平成6年度では39名の方が支給されているとのことであり、他市の実施状況については、阪南9市においては高石市と本市が実施している、とのことでした。

次に、手話講習会等の講師謝礼金について、この謝礼金の内容を示せ、との問いに、この謝礼金の中身については、手話講習会、点字講習会、福祉講演会のそれぞれの講師に対して合計で41万円を払ったものであり、その内訳としては、手話講習会、点字講習会はそれぞれ1回につき1万円の謝礼を支払い、手話講習会については24万円、点字講習会については12万円、そして福祉講演会については5万円支払ったものである、とのことでした。

また、手話講習会などの受講者については、講習会の終了後、そのボランティア活動に参加することを念頭において、各講習会を開催しているのか、との問いに、手話サークルなどの活動を通じて、講習会終了後においてもボランティア活動に参加してもらいたいとの考えから講習会を開催している、とのことでした。

次に、シルバー人材センター補助金についてであるが、シルバー人材センターの職員構成を示せ、との問いに、シルバー人材センターの職員構成としては、局長1名、副局長1名、職員3名、アルバイト1名で、現在のところ計6人で運営を行っている、とのことでした。また、シルバー人材センターには本庁から職員が出向しているのか、との問いに、本庁からは職員は出向しておらず、シルバー人材センター独自に職員の採用を行っている、とのことでした。

次に、本市役所における障害者の雇用状況を示せ、との問いに、市長部局で7名、教育委員会事務局で3名、計10名を雇用しており、「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく法定雇用率では、市長部局、教育委員会事務局それぞれともに2%であり、本市においては雇用率は市長部局で2.2%、教育委員会事務局で3.6%となっており、いずれも法定雇用率をクリアしている状況である、とのことでした。

次に、老人集会場費の中で樽井老人集会場に関する問題で、この老人集会場建設の際には樽井財産区会計から当時約9,300万円が寄附金という

形で支出され、泉南市の公共施設であるにもかかわらず所有権等にあっても理解に苦しむ点があるが、事実関係の調査を求める意見と、あわせて老人集会場の光熱水費について、樽井老人集会場を除く泉南市の全老人集会場では冷暖房費については全額市の方で負担しているが、樽井老人集会場に限っては冷暖房費については負担しておらず、樽井区の負担になっているが、本来、市が負担すべき費用が樽井財産区会計から支出されている点もあわせて事実確認をした上で、是正すべき点は今後是正すべきである、との意見がございました。

次に、衛生費について申し上げます。

まず、泉南市医療需要実態調査費については、どのような目的でこの調査を行ったのか、との問いに、市民からのアンケート調査を実施することにより、市民の抱える健康問題などについての市民ニーズの調査を行い、その調査項目の結果を踏まえ、市民の抱える健康問題を解決するために、今後どのような保健医療システムを構築すれば市民ニーズにこたえられるのか、また、その保健医療システムを構築するためには、行政としてどのような問題解決をしなければならないのかということを検討するためにこの実態調査を行った、とのことでした。

また、この調査の結果により、将来の泉南市の地域医療の体制づくりについてどのような課題が考えられるか、との問いに、調査結果からまず第一に、市民の健康増進から予防、リハビリテーション、そしてターミナルケアまでを包括的に一貫して医療サービスを供給する体制づくりをすることが必要であると考えられ、その実現のためには休日夜間診療所の整備、済生会泉南病院の整備などが課題となると考えられ、また調査結果の中から、これからの人口が増加していくにつれて、高齢化が進んでくると考えられるが、その中で市民のアンケート調査などから市民に循環器系の疾病が多く、そのための対応策を考慮することも今後の必要な課題と考えられる、とのことでした。

次に、泉南市主要河川水質分析業務委託料について、水質分析の調査結果を示せ、との問いに、河川の水質測定場所は、泉南市内の金熊寺川、樫井川、新家川、屯道川、男里川、紺谷川の7河川の8カ所で水質調査を行い、そのうちBODの測定結果は金熊寺川0.9ppm、樫井川上流で14ppm、新家川18ppm、樫井川下流8.4ppm、屯道川7.3ppm、

男里川10ppm、紺谷川15ppmの結果が得られた、とのことでした。また、そのBODの測定結果が基準値を上回っているところがあれば、その対策については、との問いに、河川の水質測定の本Dが基準値を上回っている河川については、その原因究明に努め対策を講じてまいりたい、とのことでした。

次に、墓地公園問題の進捗状況について、現段階ではどのようになっているのか、との問いに、平成7年度には墓地公園の規模や面積等について、まとめるための調査委託をし、現在調査中であるが、今年度中には調査結果がまとまる予定である、とのことでした。

また、墓地公園に関連して火葬場問題について、今後行政としてはどのように対応していくのか、との問いに、火葬場については、墓地公園の中に火葬場を併設してつくることで対応していきたい、とのことでした。また、火葬場問題に関連して樽井の火葬場については、長い間、整備されないままであるが、改修予定があるのか、との問いに、来年度に向けて改修工事を行う予定であり、その工事の内容については建てかえまでは考えていないが、冷暖房をつけるようにするなどの改修を行う予定をしており、新設火葬場が建設できる間使用できるように改修を行う、とのことでした。

なお、西信火葬場については今年度において部分改修したい、とのことでした。

次に、大阪府魚腸骨処理対策協議会負担金について、この負担金の内容を示せ、との問いに、これまで大阪府下の市場や魚屋等から排出される魚腸骨を処理工場により再処理されてきたわけであるが、近年の急激な経済状況の悪化に伴い、処理工場の経営状況が悪化したため処理工場の事業の継続が難しくなり、それにより魚腸骨が再処理されなくなった場合には、一般廃棄物として各市町村が処理することになるので、この対策として処理工場の事業安定を目的として負担したものである、とのことでした。

また、この魚腸骨処理により、どのような効果もたらされるのか、との問いに、この魚腸骨については腐敗性が高く、悪臭が非常に強いため、近隣から環境問題でトラブルが生じることから、毎日の収集や即時処理が要求されるので、処理工場の事業継続されることにより、各市の焼却処理工場に持ち込まれることがなくなるという効果がある、とのことでした。

次に、不燃物処分委託料と不燃物搬出補助委託料について、この内容と

その委託先について示せ、との問いに、不燃物処分委託料については、岡中の「首池」から搬出している残土を20トン分「フェニックス」へ搬出するための委託料であり、1トンにつき2,060円で20トン分である、とのことでした。また、不燃物搬出補助委託料については、「フェニックス」までの搬送費用であり、その委託先はいずれもシルバー人材センターに委託したものである、とのことでした。

続きまして、農林水産、商工、土木費について一括して申し上げます。

まず、農業振興費で（仮）泉南市農業公園基本設計策定業務委託料について、当初7億円の事業が約2倍の15億円に膨らんでいるが、国・府にも財政支援を求めているのか、また、この計画で集中豪雨などの防災対策は十分なのか、との問いに、国庫補助としては構造改善事業として7億円であり、現在も国・府に対し別途補助事業等の導入を働きかけており、今年度の成果としては、泉佐野岩出線からの進入路用地の買収費の半分が府補助対象になる予定である、とのことでした。

また、下流防災対策については、地区住民から提出された金熊寺川に係る嘆願書、また7月の集中豪雨による被害を踏まえて、平成7年8月2日に府土木部長に対し、市長が金熊寺川改修要望を行うとともに、農業公園に係る下流防災対策を府関係機関と協議を行ったところであり、内容としては、「森林地域を開発するためには、森林法に基づく基準を採用し設計をしている」とのことでありました。しかし、この回答に対して、補助関係では今後府とのかかわりが非常に重要だと認識しており、例えば政策的な経費を具体的に指摘をして要望することはできないのか、また下流防災対策は科学的な防災アセスをきっちり行っていくべきではないのか、との意見がありました。

次に、水田営農活性化対策特別推進事業補助金で、ことしは約40万トンにも及ぶ米が輸入されると聞いているが、これでは需要と供給の体系が崩れ米がだぶつき、米の価格が下がることが予想されるが、市としての新食糧法に対する考え方を示せ、との問いに、現在、農家の方々からはいろいろな御意見が出されている中で、今後行政としては、大阪府農業振興課に地元の意見を十分伝え、農家の声の反映に努めてまいりたい、とのことでした。

また、堀河ダム維持管理費に関し、震災の影響はないのか、との問いに、

ことし7月4日の集中豪雨に際しても何ら影響もなく、これといった耐震調査は行っていない、とのことでした。

次に、松くい虫被害対策委託料の内容を示せ、との問いに、府補助金46万円、一般財源46万円の計92万円でもって、赤く枯れた松414本伐採し、景観を良好にし、また、倒壊等による人身事故を未然に防ぐために執行した委託料である、とのことでした。しかし、この答弁を聞くとき、枯れた松を伐採するだけでなく、例えば幹に薬を注入して松が枯れるのを防ぐ予防策はできないのか、との問いに、現在、大阪府自然保護事務所では伐採の制度しかないとのことであり、今後は松が枯れるのを防ぐ予防策等を府に対し要望していきたい、とのことでした。

次に、産業振興センター機能研究調査委託料の質問に、今後の産業振興センターの見通しを示せ、との問いに、産業振興センター機能研究調査は、平成4年度からことしで4年目を迎え、本年度は大阪国際空港の周辺企業に関する既存調査や各種統計データを整理するとともに、最新動向を把握するため代表的な企業や関連団体等へのヒアリングを行った、とのことでした。しかし、現状は厳しく、特に財政面で非常に難しい時期に来ている、とのことでした。

次に、雇用対策費のうち労働教育等振興対策補助金、中小企業退職金共済掛金補助金、財団法人大阪勤労者信用基金協会出捐金について、それぞれの内容を示せ、との問いに、まず労働教育等振興対策補助金については、労働者の福祉、教育、厚生、文化等の活動を促進するための労働教育等振興対策事業に対して助成を行ったものであり、泉南市労働組合総連合に10万円、連合泉南市地区連絡会に41万円、合計51万円を補助したとのことであり、ちなみに団体数と組合員数については、平成7年2月現在で泉南市労働組合総連合は5団体で390人、連合泉南市地区連絡会は18団体で1,580人である、とのことでした。

中小企業退職金共済掛金補助金については、中小企業の従業員の福祉の増進と市内商工業の振興に寄与するため、国の中小企業退職金制度に加入している事業所に対し、その掛金の一部を助成したもので合計137社、とのことでした。

また、財団法人大阪勤労者信用基金協会への出捐金については、大阪府、大阪市を初め、府下35自治体と大阪・関西両労働金庫、その他5団体の

計45団体でもって「大阪府下の労働者の相互扶助の精神にのっとり、大阪労働金庫等公的機関を利用する勤労労働者の生計を維持するため、金融の円滑化を図り、経済的地位の向上と団体の健全な発展に期すること」を目的に行っている出捐金である、とのことでした。

次に、道路占用料過誤納料の内容を示せ、との問いに、平成4年6月4日に「大阪ガス」から「㈱リキットガス」に移管されたときの許可申請書に口径12ミリを12センチに書き誤って申請されたもので、このことにより平成7年2月6日「㈱リキットガス」より還付申請があり、調査の結果、還付したものである、とのことでした。

また、関電の歩行障害となる電柱の移転について、現状を見ると、進捗状況は余り芳しくないように感じられるが、行政として対応は、との問いに、移転していただけるよう強く申し出をしているが、さきの阪神・淡路大地震の復旧作業に人手をとられている関係上、工事がおくれているとの回答をもらっている、とのことでした。

次に、自転車置き場内放置自転車強制撤去について、年間何回ぐらい強制撤去をしているのか、また、それらの保管と処理についての質問に、年3回市内4駅で実施し、給食センター横の自転車仮置き場に一定期間保管し、その後スクラップ、そして廃棄処分している、とのことでした。

この答弁を聞く中において、廃棄処分するだけではなく、リサイクルとして活用するために、例えば無料貸し出し等行ってはどうか、との問いに、今後リサイクルを実施している他市の状況を参考にして検討していきたい、とのことでした。

次に、浸水対策費について、住宅開発で鉄砲水が懸念される男里浜、樽井、岡田の低地帯の浸水対策は、りんくうタウン埋め立てに伴い大阪府の援助で行うと聞いているが、その進捗状況を示せ、との問いに、開発申請時に排水及び雨量等を測定し、協議、指導を行っており、ちなみに樽井の一部は来春までに供用開始ができる予定であり、今年度3カ所の取り込み口を工事した後、りんくうタウン内で府が埋設している雨水管とも接続する計画となっている、とのことでした。

さらに、泉南市内の浸水対策の今後の見通しはどうか、との問いに、現在、樽井男里線は工事にかかっており、また男神社までの雨水管は平成9年春に完成する予定であり、岡田地区については未着工であり、約50%

の竣工率である、とのことでした。

さらに、今後の府の援助はどうなるのか、との問いに、事業がすべて完成するまで同様の負担をしていただけるよう強く要望していきたい、との答弁がありました。

次に、和泉砂川駅前地区市街地再開発事業再構築調査業務委託料について、この事業について見直しも必要と思われるが、具体的な内容を示せ、との問いに、再構築調査はマーケティングリサーチを主眼としており、全体的に各施設システムの現況把握、事業環境等を把握した上で、準備組合で検討を行い、事業化を目指して進んでいく中の第一段階の調査であり、この調査の結果では、商業系施設は大型店舗等の進出は相当厳しい状況である、とのことでした。

また、住宅系施設については、現在の住宅市場等の中では、一定の価格対応を実現することで住宅の立地が可能であり、また市民系施設については、現在のところ事例という形で幾つかのパターンでは例示が出ており、具体的な検討を進めているところであるが、商業環境等が大変厳しい中、準備組合とともにテーマを分け、テーマ別検討として、例えば一部企業とのヒアリング等も考えている、とのことでした。

次に、樽井駅周辺地区再開発等調査費について、駅前再開発に関する協議は実施されているのか、また駅前の交通整備への対応策はどのように考えているのか、との問いに、地元まちづくり協議会を昨年12月に開催し、拡大景気案の検討と意向調査を実施するとともに、事業化に向けて検討をしていくとの意向が出されている、とのことでした。また、駅前の交通整備については、一方通行的な道路整備を考えており、信達樽井線への接続が可能である関係上、それを含んだ中で検討していきたい、とのことでした。

また、関連事項として用地先行買収に対する市としての考え方を示せ、との問いに、先行取得した土地については、公共施設用地、区域外のアクセス道路、代替用地等を考えており、事業目的と財政事情を勘案の上、方針を出していきたい、とのことでした。

次に、砂場調査委託料について、その調査内容を示せ、との問いに、市内10カ所を8月に犬、猫の回虫、便虫、そして大腸菌等の検査を行ったとのことであり、検査結果として何も検出されなかった、とのことでした。

また、線虫は6月に一番多く、排卵して約2週間ぐらいで死ぬので、今後は調査時期については時期を考えるべきである、との意見がありました。

次に、砂川樫井線新設事業費については、着工から現在までの経過、問題点、総事業費の見通しはどうか、との問いに、本事業については、昭和48年2月に都市計画決定がされ、昭和50年から事業が始まり約20年を経過している中で、用地買収については9割強の買収が完了しているが、一部工場の施設、JR用地及び住宅の一部が未買収となっており、また一番大きな問題点は移転補償が大きな問題となっている、とのことでした。

また、総事業費については、完成予定の平成11年度まで含めると、約21億円強の事業費が見込まれる、とのことでした。

次に、市場岡田線新設事業費の公有財産購入費で用地6筆について場所を、また中小路岡田樽井線についてはいつ開通するのか、との問いに、公有財産購入費のタイトルは市場岡田路線になっておるが、場所的には2カ所で、そのうちの1カ所は市場岡田線で「堀整形」から下がったところで現在工事中のところ、あとの1カ所は市場長慶寺線で、「砂川生コン」から「尋春橋」に至る区間である、とのことでした。

また、中小路岡田樽井線の進捗状況は、最終的には平成8年度末に完成できる見込みである、とのことでした。

また、二重地番等の整理については、工事の起工承諾をいただき、現在、表示登記の補整の訂正作業中であり、平成8年度末には供用できるよう努力する、とのことでした。

また、信達樽井線改良事業費については、当初、予定していたりんくうタウンにはいつごろ接続されるのか、との問いには、今年度において堺阪南線からりんくうタウンまでを事業認可の手続を済ませており、順次事業に着手していく考えであるが、何分この区間については市内有数の大規模工場がある関係上、ある一定時間を要するものと認識している、とのことでした。

次に、市民の里整備事業について計画を示せ、との問いに、森林公園計画の中の「市民の里」については、平成4年度から事業に着手して、平成6年度末には駐車場、グラウンド等の整備もほぼ終わり、平成7年度については、アスレチック広場、芝生広場等の基盤整備を順次進めているところであり、今後は市民の方々に利用していただけるような充実した整備を

行ってまいりたい、とのことでした。

また、市場山田地区住宅街区整備事業等推進業務委託料の内容と場所を示せ、との問いに、場所についてはJR阪和線の山側「芦谷池」の大阪側で、大阪和泉南線とJRに挟まれるところの1.6ヘクタールであり、また住宅街区整備事業とは再開発の住宅版といったもので、これに基づいて検討を行ったもの、とのことでした。

続いて、都市整備等調査費の中で泉南市魅力あるまちなみづくり計画策定調査委託料の調査内容を示せ、との問いに、内容としては、まず景観のとらえ方として、見える環境、目に映る視覚的なものに加え、その背景にある歴史的風土等、営みなどが醸し出す雰囲気も含めたものと、景観形成の担い手として地域の景観は、市民や事業者の建築行為や開発行為、行政が行う公共事業等によって形づくられ、そこで活動する市民から景観に生命を吹き込むものであるとして、良好な景観構成要素を「守る・育てる」、また不足している景観構成要素を「創造する」、良好な景観を損なっている景観構成要素を「整除する」、という考え方が必要となることから、本計画策定時の検討の場となった庁内会議の継続及びあらゆる機会を使って、景観形成の啓発、PRを進めていくことも必要から本調査を行ったものである、とのことでした。

また、この答弁を聞くとき、海会寺も重要な位置づけをされているにもかかわらず、その景観を侵す可能性が大きいパチンコ店が隣接地に出店が予定されていると聞くと、歴史的、文化的な貴重な遺産を守っていくためには業者指導、行政として適切な指導をしていかなければならないのでは、との意見がありました。

次に、住宅管理費では、市営住宅払い下げの問題について市としての判断を示せ、との問いに、再生マスタープランを策定したときに、地元3団地から払い下げの要望があり、関係代表者と協議会を数回行っている中で、本市としては現在大阪府と協議しており、本年12月には最終判断を下せるよう鋭意努力していきたい、とのことでした。

また、住宅改修事業費については、改修工事の完成年月日及び改築後の家賃についてはどのように考えているのか、また老人向け設計委託料について今後の計画を示せ、との問いに、改修工事については本年1月末ごろ完成予定であり、家賃の改正について今年度末をめどに資料を集めて検討

しているところであり、また老人向け住宅については、6年度は基本設計をし、7年度には実施設計を発注をしている、とのことでした。

しかし、この答弁に対し、家賃については時代に即した金額にすべきである、との意見がございました。

次に、樽井の府営住宅改築の件で府は泉南市開発指導要綱を遵守されているのか、との問いに、公共事業でも開発行為であるので、当然関係法令及び泉南市開発指導要綱を遵守するよう指導を行っているとのことであり、また府営住宅の設計に際しては、地元とよく話し合い、駐車場問題や高齢化社会に応じた老人向け住宅等、福祉面でも対応した住宅であるよう市としての要請をしていただきたい、との意見がありました。

次に、消防費について申し上げます。

まず、阪神大震災に関連して、本市の消防力は府の資料によればその充足率は35.9%であるが、今後どのように消防力を充足していくのか、その考えを示せ、との問いに、消防力の基準についてはその基準に達していないのは事実であり、一定その基準に順次高めなければならないと考えているが、その格差を含め一挙に充足するのは非常に難しく、当面は現在の財政事情を踏まえ、人員配置等に重点を置きつつ、年次的に達成に向け努力していく、とのことでした。

次に、本市における耐震防火水槽の設置状況はどうか、また防火水槽の1基当たりの国・府の補助率を示せ、との問いに、本市における耐震防火水槽の設置はゼロであるが、今回の災害により抜本的に補助制度は改善され、本市においても計画を見直し、平成9年度から設置を計画している、とのことでした。また、補助率については、60立方メートルの防火水槽では3分の1で、100立方メートルの防火水槽も同じく3分の1である、とのことでした。

次に、備品購入費のうち無線電話装置は各消防分団が供するためのものなのか、また各分団の通信連絡システムはどのようなか示せ、との問いに、今回の無線電話装置については、高規格救急車に装備した装置であり、消防分団のものではないとのことであり、各分団の通信連絡システムの構築は必要であり、簡易無線等を考慮したい、とのことでした。

なお、このほか消防団車庫に対し、若干の質疑がありました。

続きまして、教育費について申し上げます。

まず、指導費のうち「学校5日制に伴う指導員報酬」について、その内容を示せ、との問いに、平成6年度の実績としては、学校週5日制により土曜日が休日となり、市内11小学校の校庭を開放し、子供たちの安全確保のための指導員に対し、1校につき1名の割合で1回につき5,000円支払った報酬である、とのことでした。

これに対し、校庭を開放することにより、どの程度の子供たちの利用があったのか、また指導員は1校につき1名で対応できているのか、との問いに、平成6年度の利用状況としては、15名以上を超えることもなく、平成7年度においても2けたを超すことはまれであり、現状では指導員1名で十分であると考えている、とのことでした。また、事務局からも市内を指導主事3名が巡回を行っている、とのことでした。

次に、樽井小学校用地拡張事業費について、現在、買収は終わっているのか、との問いに、買収経過については、平成6年5月に事業部に購入依頼をし、平成6年12月に南大阪不動産鑑定所に鑑定を取り、平成6年12月15日に売買契約を締結しており、事業計画については、平成7年度夏のプールシーズン終了後の11月中旬ごろを予定している、とのことでした。

次に、公民館費の中で、当初予算には雄信公民館の土地借上料の記載はされていたが、決算ではどこに含まれているのか、また昭和30年来値上げなしと聞いているが、その点どうなのか説明願いたい、との問いに、従来より区の好意により借り上げているが、決算書に記載されていない理由としては、平成6年度の土地借上料を支払っていないためであり、今後はその理由について調査していきたい、とのことでした。

さらに、雄信公民館については、遺物庫になっているが、市内5カ所の公民館の運用と対象人員はどうか、また趣味講座25講座、一般教養講座3講座の振り分け方はどのようになっているか、その中で運営審議会は年何回開催されているのか、との問いに、年次的に公民館事業を行っているが、各公民館でどのような活動をしているかははっきり把握はしていないが、利用状況で見ると樽井公民館で1,655件で3万1,886人、信達公民館で1,525件の2万1,263人、新家公民館で1,416件の2万7,188人、西信達公民館では816件の1万1,820人が平成6年度の利用状況であり、その事業内容は樽井公民館で趣味講座が9講座、信達公民館

で5講座、新家公民館で6講座、西信達公民館で5講座、おのおの行っており、教養講座では樽井と信達公民館でそれぞれ状況に応じて行っているが、ほとんどが樽井公民館であり、1講座は信達公民館となっている、とのことでした。

また、公民館運営審議会については平成6年度は12月3日に1回行っている、とのことでした。

また、今後実のある公民館活動にするため運営審議会や館長の役割も考えて、具体的な指導ができるような体制がとれるのか、との問いに、本市には文化的、芸術的な活動ができる公共施設がない関係上、公民館が唯一の公共施設であると認識しており、そのソフト・ハード面において工夫をしていかなければならず、スリムで効果的な体制で公民館事業を実施し、できれば貸し館事業だけではなく充実した公民館活動が行えるような体制を整える必要があり、特にハード面については財政的な面もあるが、当然公平に市民の皆様が活動のできる場が必要であると考え、教育委員会としても最優先で施設の改善に取り組んでいきたい、とのことでした。

また、社会教育指導員報酬で指導員の選考基準、その任用期間はどのようになっているのか、との問いに、指導員の任期は2年で、平成7年度は4月1日付で新しい委員になっており、現在委員は18名で、その内訳は1号委員、2号委員、3号委員で構成されており、1号委員については学校長から選抜された2名、2号委員については市内の社会教育に関する各種団体の中から4名、また3号委員は学識経験者で12名である、とのことでした。また、ことし新しく3号委員に任命されたのは4名あり、その任命については教育委員会より任命している、とのことでした。

次に、青少年センター費の学習会講師謝礼について、中身を示せ、との問いに、中間テスト、期末テスト前の5日間、青少年センターで学習会を開催し、講師は主に泉南中学校の教師であり、時間については1日1時間半程度で延べ387人、1回当たり1,500円の謝礼分である、とのことでした。

さらに、テスト前に学習会の講師として行くのは好ましくないと思慮するが、この点どうか、との問いに、テスト前の子供の学力保証の面では特に問題はないと考えている、とのことであり、また泉南中学校については、同和教育推進校であり、当然子供たちの学力保証していくための機会があ

れば、教員がかかわっていくことは特に問題意識はない、とのことでした。

そのことについて、さらに中学校の先生が自校のテストをするのに、特別に同和地区の子供だからといって生徒を集めテストのための勉強会を行うことの疑問点、そして先生が講師謝礼を受け取ることの疑問点に対し、これについてはテスト内容を教えるのではなく、学校での学習をさせており、学校の中で課題を抱えた子供は、それなりの手当てをしていると受けとめており、子供の状況によっては放課後の指導も必要であり、また家庭に出向いて子供たちに学習をさせることも実態的にあるわけで、今の同和地区の子供たちの状況等も加味した中で、一定の公的施設を使って学習をしていくことの意義を認めている、とのことでした。また、教員が講師謝礼金を受け取っていることについては、教育公務員特別法令第21条に基づき、任命権者の許可を受けて行っているので支障がない、とのことでした。

次に、現在の「青少年の森」の運営及び将来計画についての問いに、「青少年の森」は、昭和50年に開設以来、7月、8月のシーズンのみオープンしており、青少年の教育的なキャンプ場として供用しており、水道設備や遊具等ないが、現在はアウトドアライフが流行する中で対応しづらい面もあることから、平成6年度より「青少年の森」事務室も考えており、将来的には年間を通して利用可能な施設にと考え、そのためのイメージ調査等を行い、小学校の生徒50人程度が利用できるようなロッジ及び家族向けにはログハウス等を考えている、とのことでした。

そのことに関連して、大阪府の計画はどうか、との問いに、大阪府は「水と森の学園」をテーマに国からの補助で新家の「昭和池」周辺で1億2,000万円の府全体事業として、平成7年度から平成10年度までの4カ年事業で、学習広場、大屋根広場、学習歩道を設置して整備していくと聞いている、とのことでした。

次に、海会寺跡シンポジウムの総額と泉南市民の参加状況は、との問いに、約230万円で参加者は約800人であり、市内と市外の割合は約7対3、とのことでした。そのことについてはアピール不足の反省をもとに、平成7年度より市公報紙に泉南市に関する歴史をシリーズで掲載を行い、市民の方々に泉南市の歴史を知っていただくためPRに努めていきたい、とのことでした。

次に、市民祭については、毎年举行される中で同じような内容では市民参加の減少になるのでは、との問いに、市民祭は今年度で15回目を迎え、指摘のとおりマンネリ化の傾向もあるので、今年度については従来の体育祭やカラオケ大会、そして芸能大会等に加え、新たに「ツールド大阪」という都会的な催し物を市民祭の一環として加えた、とのことでした。また、従来JC主催で「わんぱくずもう」が実施されていたが、平成5年度で廃止となり、6年度からは「ちびっこずもう泉南場所」として、青少年協議会が引き継いで実施しており、市民のニーズを踏まえ、市民祭実行委員会に委託しているが、事務的なものは教育委員会の負担である、とのことでした。

次に、図書館及び文化ホール費の自主事業出演者招聘料について、市民に文化を広めていく上で非常に大事であるが、座席が少ないために年々赤字がふえていると思うが、行政努力をしているのか、との問いに、催し物を活発にすればするほど赤字となり、公的負担がふえ、ちなみに1人1万円でも500席では500万円であり、そうすると入観者の負担と公的な負担とのバランスをどうすべきか大変難しく、ちなみに平成7年度初めて2回公演した催し物では、公的負担は少しで済み、今後十分市民の文化活動のニーズをアンケート調査等により調査を行い、できるだけ公的な負担の減少となるような自主事業に努めたい、とのことでした。

次に、海会寺遺跡広場、埋蔵文化財センターにかかわる周辺環境整備についてはどうか、との問いに、隣接する土地にパチンコ店の出店計画があると聞いているが、風俗営業法にかかわる事業であるので、許可権限は公安委員会であるが、当然、教育委員会は隣地権利者であるので教育委員会としての立場を十分留意していきたい、との答弁に対し、教育の立場からパチンコ店の出店の是非を明確に、との問いに、青少年の健全育成という立場からは決して好ましいものではないが、ただいろいろの規制等については、行政が触れられない難しい部分もある、とのことでした。

次に、埋蔵文化財センター浄化槽設置工事の内容について示せ、との問いに、200人槽の合併浄化槽であり、指名競争入札で大阪市内の業者と契約した、とのことでした。さらに、合併浄化槽の場合は放流同意金は要らないと聞いているが、との問いに、放流同意に関して金銭の支払いはしておらない、とのことでした。

次に、泉南市体育協会補助金の200万円の内容を示せ、との問いに、報償費と各種大会の旅費、需用費、役務費、それと競技団体が15あり、その団体に助成金として補助したもので、配分については200万円のうち130万円程度で、団員数の人員割合等を加味した上で交付した、とのことでした。

また、国体ではソフトボール大会の会場となるが、予算面でソフトボール協会にどのような配慮を考えているのか、との問いに、補助金については、国体の件もあるが、体育振興ということで15団体の育成を主眼に置いており、特段ソフトボール協会に対して予算計上は考えていない、とのことでした。

次に、公民館、図書館、文化ホールについて、生涯教育を考えると、各館長が貸し館事業として事務管理をするだけなのか、また生涯教育としてどのように文化活動にかかわり、どのような政策目標で進めてきたのか、との問いに、市民の御意見や要望を拝聴し、運営審議会や教育委員会等で協議し、市民のニーズの反映に努め、また生涯学習の考え方や方策については、市民文化の創造ということで、専門職を生かし、単なる事務的な貸し館でなく、ニーズにこたえられる方向としたい、とのことでした。

また、図書館については、図書館司書が専門職であるので、今後は事務職である館長を初め、その他の職員等も一体となって図書館事業を進めたい、とのことでした。また、文化ホールの協議会の役員については、単に団体の代表者ではなく人選を検討し、ほとんど組織ができ上がっている、とのことでした。

次に、教育費全般にかかわる問題として、予算全体を見ると、小学校の需用費、消耗品費の配分について、消耗品費1,978万円のうち、平均1人当たり約3,600円の学校と同和教育推進費ということで1人当たり約8,000円の学校があるが、非常に格差があるということはどうか、また幼稚園の教員数についても、園児数に対し教員数の割合が平均していない園があるが、との問いに、まず需用費、消耗品費については予算配分する場合、特に子供たちの現在置かれている状況等十分把握し、保護者と地域の実態等も見た上で、学用品費、消耗品費等一定の配慮をする必要ありと考えた上で配分している、とのことでした。

また、教員数についても過去の地域の実態等、子供たちの個々の状況を

見た場合、教育補助をする必要ありという観点に基づき教員の配置を考えており、今後実質的な面も見ながら、教員配置あるいは消耗品費等の配分について教育委員会として考えていきたい、とのことでした。

次に、公債費、諸支出金、予備費については、一括して審査に入りましたが、この部分での質疑は全くございませんでした。

以上、申しあげました点が一般会計歳出における主なる審査の概要でございます。

引き続きまして、樽井地区財産区会計決算から水道事業会計決算まで各会計15件について順次審査に入りました。このうち質疑のあった会計に限り、順次御報告いたします。

このうち、樽井地区財産区会計で、財産管理費にあつて「君が池」除草委託料、「本田池」除草委託料、「谷口池」「樽井」除草委託料とあるが、この委託先、また繰越事業費分不用額78万4,000円とあるが、その内容を示せ、との問いに、除草の委託先についてはシルバー人材センターであり、不用額については、現在、境界確定の係争中であるが、その相手側で遺産相続等の問題で裁判がおこなわれているためである、とのことでした。

また、負担金補助及び交付金の部分で、墓地改葬公告に係る補助金及び「樽井2207番4」内境界フェンスの設置に伴う補助金並びに樽井老人集会場維持管理費補助金について、それぞれの内容を示せ、との問いに、墓地改葬公告に係る補助金については、樽井地区の墓地を整備する必要から、「墓地埋葬等に関する法律施行規則」にのっとり墓地を改葬する場合、2種類以上の日刊新聞に3回以上公告することが法令により義務づけられていることから、樽井区より改葬公告を行うに当たり補助金の申請があり、それを受けて補助したものであり、また「樽井2207番4」内境界フェンスの設置に伴う補助金については、「樽井2207番4」内の安全等を確保するため、約50メートル程度のフェンスを設置するために執行した補助金であり、樽井老人集会場維持管理費補助金については、現在1階、2階については泉南市が、3階については樽井区が管理をしているため、福祉事務所が区負担分を算出し、区長より財産区に対して補助金の申請を行い、それに基づいて執行した補助金である、とのことでした。

これに対し、財産区から維持管理補助金という形で区が支払うべき金額を財産区が支払う形になっているのは理解しがたく、仮に不足分を補助す

るというのでは理解はできるが、全額補助をするというのはどうか。また、老人集会場は一般財源、財産区からの寄附金と国からの起債で建設されているが、その管理状況を見ると、1階、2階部分が泉南市で、3階部分が樽井区が管理しているとのことであるが、国からの起債で建設した老人集会場の一部を区が管理するというのは法的にはどうなのか、市の見解を示せ、との問いに、老人集会場については市の行政財産であると認識しているが、現在の管理状況については起債の目的からすると問題があると思慮している、とのことでした。

続いて、国民健康保険事業特別会計では、平成6年度末での累積赤字と不納欠損は幾らか、調定額に対する徴収率は何%か、また徴収率については府下でも下位に甘んじているが、平成6年度の実績を示せ、との問いに累積赤字については5億8,778万円、不納欠損については3億4,620万8,995円であり、徴収率については一般被保険者分で91.45%、退職被保険者分で98.56%、あわせて92.41%であり、徴収率の低下の原因については、滞納者の納付相談等を通じて感じることであるが、やはり近年の社会的な不況が大きな原因であると感じている、とのことでした。

これに対し、退職被保険者分については例年徴収率が高いが、一般被保険者分と合わせると92.41%であるが、この数字は他市と比してどの程度なのか、また滞納者については、どのような層の方々なのか示せ、との問いに、徴収率については、前年と同様、府下で20位ぐらいであり、滞納世帯については所得のない世帯から所得が300万円までの階層で68.6%を占めている、とのことでした。

この答弁を聞くとき、比較的低所得者層で滞納がその約7割を占めているが、その点今後の対応について、との問いに、保険料の課税については、4つの区分により、1. 所得割、2. 資産割、3. 均等割、4. 世帯平等割の区分でもって、このうち能力に応じて納める所得割と資産割を応能分、低所得者にかかわる負担を応益分とし、特に本市の場合は応益分が多く、ちなみに平成6年度の応益分が全体の中で占める割合は59.6%であり、平成9年以降については、保険基盤安定繰入金等の措置が受けられなくなることが予想され、応能割部分にその分を転嫁していくことになると思われる問題となってくるが、しかし、これが公平に維持できるように努力していきたい、とのことでした。

以上で各会計決算16件に対する質疑を終了し、その後、市長の出席を求め、総括質問を行いました。

ここでは、まず一般会計歳入面において今年度の収支を見ると、不納欠損額、収入未済額が多く、未済額は全体では10億を超えているが、健全財政のあり方について市長としての考え方を示せ、との問いに、税を中心とした健全財政ということで、今期決算においては、特に市税収入等においては収税率が悪く極めて不本意な結果であるが、今後は税の的確な把握と徴収ということが最も重要課題と認識しており、その対応の一策として、本年11月から収税担当を1名増員した中で、本問題については全庁的に取り組んでいく所存である、とのことでした。

また、これと同時に行財政改革推進本部を設置し、平成8年度に向け中長期的な項目については継続的な検討を行い、そのうち早期に着手できる項目については、平成8年度からの実施をめどとして、歳入に見合った合理的な行財政運営を目指していきたい、とのことでした。

次に、関西国際空港の第2期工事が全体構想の一環として論議されているが、その中で地方税法が国で一方的に改正され、地方の自主財源である固定資産税等にまで及んでいるが、この点について国が政策的な判断をするのであれば、それは国の責任でやるべきであると考えているが、市として国に対して申し入れは行っているのか、との問いに、これについては、関西国際空港の2期工事に関係した税の問題として、一部固定資産税等の2分の1減免ということで運輸省から大蔵省に対して要望が提出されており、まだ結論は得ていないが、事前に地元2市1町に対し話し合いもなく、このような税制改正を意図することは遺憾であり、2市1町の首長がそろって運輸省と自治省に対して、「税に関する問題であるので、地元の意見を十分聞くべき」との申し入れを行っており、その申し入れに対し、運輸省からは反省の弁と今後は地元の意見を聞くこととしたいとの回答があり、自治省も税については当然国だけではなく、地元の理解も必要であるとの理解を示しており、その申し入れの内容については、府の空港対策室にも報告し、府においてはこれも国と調整を行っていきたいとの回答を得ており、市長としても第2期工事、全体構想推進の立場から、これからは地元の状況なり意見を反映するよう申し入れを続けていきたい、とのことでした。

次に、歳出面での質問では、庁舎の駐車場問題について、市民の方々が来庁の際には大変迷惑をかけているが、行政は駐車場検討委員会をつくっているとのことであるが、その点どのように考えているのか、との問いに、庁内の駐車場の狭隘問題については、かねてからの懸案事項であり、特に正面玄関周辺については、信達樽井線の拡幅に伴いスペース不足は認めるものであり、駐車場検討委員会も設置している中で、早急に抜本的対策を講じるための検討課題としていきたい、とのことでした。

次に、りんくうタウンの土地利用問題について、海岸を埋め立てたにもかかわらず、バブル崩壊後りんくうタウンの土地利用は停滞している現状の中で見直しを考えるべきではないか。例えば高石市では、府から9万平米を無償で提供を受け、グラウンド、図書館等を建設しているが、そういう点でこれまで市としてできなかった施設をりんくうタウンの土地を利用して建設できないものか、考え方を示せ、との問いに、りんくうタウンの土地利用の見直しについては、いろいろな形で大阪府の協力を得た中で一定の成果があったと考えているが、雇用立地についてはまだまだ問題があると認識しており、今後はまだ一定の方向性は見出せていないことでもあるが、公的な施設の立地を可能な限り国・府に対して要望を行っていくとともに、泉南市にとってりんくうタウンの分譲の促進も重要であるが、その一方では市民に歓迎されるような施設の導入を模索していきたい、とのことでした。

次に、泉南市には総合市民グラウンド的な施設がなく、このような状況では十分な対応ができないのか、との問いに、市民グラウンド等の運動施設については、確かに「俵池グラウンド」と「市民の里」の2カ所しかないが、今回りんくうタウンに国体開催に合わせた施設を3面建設中であり、1つは本格的な球場であり、他の2つは国体終了時にサッカー、陸上等多目的に使用できるものであり、今後はさらにそれらの施設の充実に努めるとともに、市民の要望にもこたえられるように努力していきたい、とのことでした。

次に、地方債の借りかえについて、本問題については大阪府の市長会で国に対して申し入れをなされたと聞いているが、その内容を示せ、との問いに、地方債の借りかえについては、大阪府市長会において平成8年度に向けた都市財政に関する要望の中で、利率の低下の要望と貸付金等の借入

利率の高いものについては、繰り上げ償還という形での要望をしており、本市においても近畿財務局、銀行等にも同じ申し入れをしており、できるだけ効率的な運営が図れるように努力していきたい、とのことでした。

次に、平成6年度の超過負担は、福祉部門だけで約8億6,000万円余りあるが、これらの解消策についてはどう考えているのか、これは市の責任なのか、国の責任なのか、その部分の見解を示せ、との問いに、超過負担については、福祉の面だけでなく事業面でもあり、補助基本額イコール事業費となることは難しい面もあり、市の財政も厳しい現状において、可能な限り超過負担が生じないように事業を進めているが、実態的に運用ができないものについては、その実態に即した形で国・府に対し改善を強く求めていくことが必要であると考えており、今後とも超過負担の解消策については大いに要求していく考えである、とのことでした。

次に、平成6年度は阪神・淡路大震災という大災害が起き、本市においても地域防災計画の見直しを考えるべきであると思慮するが、見直しをする際にマニュアルの横滑りではなく、泉南市に見合ったものにすべきではないのか、また災害が起こった後の食糧の備蓄等については、他市では補正予算等で対応しているが、本市は毛布80枚と他市と比較しても貧弱であり、もっと具体的な防災計画づくりをするべきではないのか、との問いに、地域防災計画については見直しをすべく作業を進めているところであり、特に予防については力を入れており、「東京都震災予防条例」を参考に、泉南市としての独自性を持った地域防災計画に改正をしたいとのことであり、食糧、毛布等の備蓄については、確かに今年度は十分ではなかったと認識しており、反省の念に立った上で前向きに対応に努めたい、とのことでした。

また、これに関して耐震性のある防火水槽の設置について、来年度予算編成に向けて全国の約600近い市で要望を出しており、国の方でもそれを受けて、補助金を計上したと聞いているが、泉南市としての考えを示せ、との問いに、一般的に地下構造物は耐震性があると言われており、本市でも調査した中では、比較的地震には強かったという結果が出ているが、今後新たに設置する防火水槽については、耐震性を考慮したものにしていきたい、とのことでした。

次に、泉南市老人保健福祉計画に係る問題として、ハード面の施策のう

ち、特別養護老人ホームの建てかえ等がこの計画を進めていく上での大きな柱であると思うが、在宅介護支援センターも含めた中で考えていく必要がある、この計画は1999年が最終年度と聞かすが、それに向けて早急に詰めていくべきであり、年次計画、実施計画、とりわけ重要な財政計画については、この事業を達成するためには、総額で約72億円かかると聞いており、財政アセスの見直しは避けられないと思うが、その点見解を示せ、との問いに、特別養護老人ホームの建てかえについては、済生会泉南病院の建てかえと在宅介護支援センターの設置を含めた中で大阪府に対して要請してきたところであり、老人保健福祉計画の財政計画については、全国的に見ても財政的なバックアップが希薄であり、本計画を実行していくためにも、厚生省に対して財政支援を求めていく必要があると認識しており、本市では実施計画の中で、財政計画も含めて検討していく必要があると考えている、とのことでした。

次に、障害者福祉に関する問題として市内にある泉南共同作業所では、知的障害のある方々が処置を受けられていると聞いているが、障害者に対する施策については、知的障害だけではなくもっと広範囲に取り組むべきであり、本市では重度障害者の方が約500名ほどおられると聞いているが、その1割にも満たない方々だけの作業所であり、もっと広範囲に障害者対策というものを考えていく必要があるのではないのか、との問いに、障害者対策については障害の内容により聴覚障害、視覚障害、身体障害、精神障害等があり、「泉南市部落差別等あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」が制定された経過も含めて、障害の程度によって施策に格差が生じることのないように、それぞれの角度から対応していく必要があると考えている、とのことでした。

次に、住宅問題について、市長に対して市営住宅を払い下げてほしいという要望が出されていると聞いているが、この対応として市長の政治判断なり行政判断は早い時期にしないと、市民に対して変な期待感を持たし、仮に払い下げができないとなれば感情的な問題が出てくる可能性があると思うが、その点どのように考えているのか見解を示せ、との問いに、確かに市営住宅の払い下げ要望が出されており、過去の経過もいろいろある中で、その判断をする際、市が一定の判断をするだけですべてが解決する問題でもない、法的な問題あるいは金額の問題等ある中で、大阪府の建

築部長に申し入れをしており、上級官庁としての考え方の整理と過去の経過を説明し、その中での対応について細かい検討をお願いしているところであり、単に期待を持たせているのではなく、その結果、最終判断をするにつけて非常に厳しい結果になる可能性もあるが、十分見きわめた時点で判断をしたいので、今年度中という一定の約束もあり、いずれの結果になろうとも判断したいと考えている、とのことでした。

次に、市長は常に市民の立場に立たれて市政を行われていると確信しているが、それを踏まえた中で、本市の給食センター横に市内の4駅等に放置されていた自転車を保管しているために、子供たちのたまり場となり、付近住民に対して著しく迷惑をかけており、保管をするのはどうかと思うが、また自転車を市民に対して還元できないものか、リサイクルできないものなのか、との問いに、一時保管をしているが、置き方も雑であり、美観を損ねている問題、また防犯上の問題もあると考えており、改善策を模索していきたい、とのことでした。

また、法的に処分が可能となった自転車については、有効活用を考えなければならないと考えており、例えば他市では福祉事務所に寄附をしたり、公的な利用をしたり、海外の自転車需要の多いところに譲ったりしているということも聞いており、本市としても検討をしていきたい、とのことでした。

次に、駅前再開発事業にかかわる問題として和泉砂川駅前再開発については、昨今の経済状況の厳しさのみならず、市が委託をして行った調査結果でもわかるように、従来型の大型店舗を誘致するというのは難しい状況に来ていると思うが、その点どう考えているのか見解を示せ、との問いに、和泉砂川駅前再開発の見直しとして、今までの従来型は大型店舗をキーテナントとし、それプラス住宅というようなパターンが多かったが、近隣に大型店舗の出店が予定されている現状の中で、もう少し形を変えて市民層が気軽に利用できるベーシックな方向に転換する必要があるという提言も出されており、今後は調査結果を踏まえた上で地元と協議をしつつ進めていきたい、とのことでした。

次に、農業公園について、この事業の性格と規模からいって大阪府に対して財政支援の要請をしていくべきと思うが、その点どのように考えているのか見解を示せ、との問いに、この事業については農業公園と農地開発

を2本柱とし計画を進めているところであり、事業実施に際しては防災上、十分配慮した上で事業を行っていく考えであり、特に財政支援については、機会あるごとに大阪府農林部に申し入れを行っており、国の財政支援も含めてできるだけ市負担が少なくなるように努力するとともに、申し入れは続けていきたい、とのことでした。

次に、国保会計については、一般会計からの繰り入れについてはやむを得ないと思慮するが、今後の考え方について、との問いに、国保会計への一般会計からの繰り入れについては従来から行っており、一方では徴収率のアップ、値上げ等を行い、健全な国保会計の推進に向け努力しており、必要な範囲内で一般会計からの繰り入れも今後も行っていきたい、とのことでした。

次に、水道事業会計に係る問題として、本市の水道料金については、他市と比べて大口需要者への料金負担が低い傾向にあると思うが、当然多く使用される方には応分の負担をしていただくというのは常識であると考えるが、その点での見直しと、福祉料金については、ほとんどの市が実施していると聞いているが、どのように考えているのか、との問いに、水道料金については、平成7年7月1日から値上げを実施しており、その料金設定については、小口よりも大口を優遇しているとの指摘であるが、各市それぞれいろいろな形態がある中で7月からスタートをしたばかりであり、ある一定の状況を見た中で不均衡があるということであれば、必要に応じて見直しも考えなければならないと考えているが、推移を見ていきたい、とのことでした。

また、福祉料金については、各市においていろいろな状況があり、本市においては各市の状況を調査するとともに、弱者の立場に立って検討していきたい、とのことでした。

以上で、各会計決算16件に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決に入りました。

そのうち、討論のあった会計については、一般会計及び樽井財産区会計、国民健康保険事業特別会計であり、一般会計については、同和行政を初めとして今決算においては会計上問題がある会計であり、不満を感じる点が多々あり、反対する旨の討論と、片や近年の財政収支状況を見ると、平成6年度においては財政構造の弾力性を示す経常収支比率が103.6%、

また公債費率が15.7%といずれも高い指数を示しており、市債では年度末現在高約169億と多額に上り、本市の財政状況は極めて厳しい中で、多種多様な市民のニーズにあった重点施策の展開と市民福祉の増進のため、事業の見直しや創意工夫など経費の節減、効率化による財政の健全化に努力されていることについては評価するものであるが、なお歳入歳出面にあっては、これより報告いたしますおのおのの要望や意見がございました。

歳入面にあっては、自主財源の根幹をなす市税収入において、滞納及び不納欠損額があり、徴収に努力してとのこと、特に収入未済額についても多額となっており、全力を挙げてこれらに対応すべきであり、今後は体制面での充実とあわせて、創意工夫を凝らし、なお一層の努力を重ねつつ、税負担の公平性を損なうことのないよう努めること。

また、歳出面にあっては、予算現額が約195億であり、そのうち不用額が約5億と、将来の事業運営に当たっては、財政上、予算執行上、適正化を目指して最善を尽くし、特に超過負担の状況は、福祉関係だけでも約8億6,000万円とこれらの回収にも努めること。また、総務関係では駐車場の早急な改善を講ずること。次に、民生関係で高齢化社会に向けて、社会的弱者救済に向けての施策の展開に努めること。衛生関係では、ごみ焼却場、処理場等の施設の改善の積極的な推進。農林水産関係では、新時代に対応できる新しい農業の振興策を進めるとともに、森林資源の関係についても保全をするという観点から森林資源事業に対して支援。商工関係では、地場産業の振興、新規事業の誘致、地元商店街の活性化を早急に進めるとともに、雇用の促進についても格段の努力をすること。土木関係で、信達樽井線の一部完成、檜井西岡田吉見線等の完成等、新設整備に約10億3,000万円を投入、また大阪府関係機関等の協力により、泉南岩出線に続く樽井男里線の供用開始など市民の利便性の向上が図られたことに対しては一定の評価はするが、まだ満足するまでには至っておらず、今後は震災等の災害に対応できる企画を盛り込んだ事業を展開すること。また、公共下水道事業については、以前より引き続き積極的になされているが、住環境の整備として市街地農地と住宅地との調和のとれたまちづくりを目指すとともに、今後より一層関係者の努力。また、市営住宅についても一般向け、高齢者向け、障害者向け等の住宅について一考すること。教育関係では、教育施設の環境整備に最重点を置きつつ、学校週5日制に伴う学

校現場への指導の強化等々の意見を付して賛成する、との討論がありました。

次に、樽井財産区会計について、現在、議会の中で地方自治法第98条に基づく調査特別委員会を設置し、運営における問題点等調査を行っているが、問題点があるという観点から反対である、との討論があり、片や財産区会計運営については適正なる執行に努めること。あわせて現在、問題になっている財産区会計での金の出納については、98条に基づく調査特別委員会の動向を見守りつつ、処置をしていくとのことを了として賛成である、との討論がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計にあっては、現在の状況を見るとき、低所得者層には耐えがたい負担を与えるものになっており、救済の努力の余地があるとの意見を付して反対である、との討論がありました。

なお、その他の会計については全く討論はなく、採決の結果、一般会計については賛成多数で認定可決され、樽井財産区会計については賛成少数で不認定となりました。なお、その他の14件の会計については、いずれも全会一致で原案どおり認定する、との決定がなされました。

以上、報告漏れの部分も多々あると思いますが、平成6年度泉南市各会計決算16件に対する本特別委員会の審査及び結果の報告といたします。

どうも御清聴ありがとうございました。

議長（島原正嗣君） 委員長報告は終わりました。御苦労さんでございます。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 大変長い報告で、御苦労さまでございました。しかし、報告を私たちはある意味で今初めて聞くわけなんですけども、聞いて議論したり、また反対か賛成かの討論をするというのは、かなり物理的にもできないわけですから、こういう運営の仕方がいいのかどうかも含めて、委員長、何か御見解があったらお話をいただきたい。

私の提案では、やはり事前に議員にこの報告書を配付していただいて、決算委員会で結論は出とるわけですから——決算委員会の結論はですね。そういうものは事前にやっぱり議員に配付していただいて、読まずに配付してあるとおりというぐらいでいいんじゃないかなと。読んで我々が要点の報告となりますと、細かい部分もわからない面がありますから、そこで

質疑をすると。当然テープもとってありますから詳しい記録はあると思いますので、そういう運営をしてはどうかなと。でないと、せっかく市民に公開されているというこの議場で、市民が傍聴しとって、一体何を言っとるのか、なかなかわからないと思うんですね。そういう点で、やはりやり方を私は考える必要があると思うのですが、委員長の御見解をひとつお聞かせをいただきたい。

中身については、個々に判断をして質疑するということは私もちょっとできませんので、ひとつその辺の運営についてお考えがありましたら、お述べいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

決算審査特別委員長（堀口武視君） 小山議員の御質問にお答えをしたいと思いますが、御存じのようにこの決算については、この本会議場で決算委員会に付託をされて、決算委員会の中で審議をする。この方法に関しましては、一応委員長にお任せいただいておりますけれども、今小山君から提案がございましたような内容につきましては、私の権限外でございますので、できれば代表者会議なりの席で議長にお願いをしてお諮りをいただきたいと、このように思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 明快な委員長のお話でよくわかりました。議会全体の問題でもあると思いますので、議長にもぜひやり方についてひとつ御検討いただきたい、そのように思います。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 議案第12号、1994年度の一般会計の決算に反対をしたいと思いますので、議員各位におかれましては反対の理由をよくお聞きいただいて、ひとつ御賛同をいただきますれば幸いですので、よろしく願いいたします。

この予算の執行に当たっては、前平島市長が死去されて、実質的には現在の向井市長が執行に当たられたわけでありまして、向井市長は、浅羽市長時代にこの市役所に来られたように聞いておりますが、浅羽市長のスロー

ガンといいますか基本理念が、スリーブルー政策というようなことを言われております。このことは、青い海、紺碧の空、緑の山ということの基本スローガンに掲げておられまして、現在の市長が掲げております水、緑、夢あふれる生活創造都市というところに私は結びついてきたのではないかなという理解をしております。

しかし、実際の手法においては、浅羽市長は空港に反対でありました。浅羽市長の言葉によりますれば、価値ある都市形成すなわち幸せな都市づくり、市民の幸せとは何であるか。健康で明るく住みよい都市形成であると言って、それは人口がふえ、ビルが建ち並び、ネオンが輝いても、それは公害の町であり、腐敗の町である、病気の町であり、犯罪の町であると明確にその内容を説明しておられますが、現在の向井市長の進めておられます政策は、関西新空港全体構想を推進しておるということで、随分違うものだなということを感じるわけであります。

そのような市民の支持を得て反対をして、空港はつくられてしまったわけでありますけれども、現在向井市長が言っておられる全体構想についても、初めから国や空港をつくる側と一緒に進んでおるわけでありますから、今後の市政は、私は大変心配であります。

そのようなことを反対の基本的な視点にして、具体的な問題について指摘をしてみたいと思います。

海水浴場問題が大変問題になって、前市長もそのことで政治的な責任をとられたのもこの年度であります。また、関西新空港の全体構想に反対する決議もこの議場で行われたわけであります。それは地元の意向を無視してやられた、そういうことに尽きると思うわけでありますが、そういうことがこの議場でも決議をされたわけであります。しかし、そのような議会の決議を尊重せずに、それを撤回する動きに終始されたのは、私は残念でありますし、議会軽視ではないかと思えます。その後、議会は6月議会に実質的には撤回の決議を行ったわけでありますが、反対決議で言われた内容については、私は翻すことはできないと思うわけであります。

合併浄化槽の補助については、この年度に実施をされることが明確になったわけでありますけれども、これは一定評価をするわけでありますが、余りにもその予算規模、補助規模の小ささにはあきれられるばかりであります。一体あれで市長の言う自然が取り戻ってくるのか、大変心配であります。

また、ごみ問題についての取り組みについても大変消極的で、私が再三言っております、ごみ袋を市民に提供して、ふえた分についてはお金を取り、減った分についてはお金を返すというようなことはどうかという提案に対しても、ほとんど耳を貸すという状態ではありません。分別収集にいたしましても、缶も瓶も一緒に出すことをあたかも分別収集であるかのように言っておる。そして、まぜられたごみが人間の手で仕分けされているという状態は、とても分別収集というような状態ではないと私は思うわけでありませぬ。

この年度は、また国保の値上げもされた年であります。43万から46万に最高限度額が上げられまして、所得の低い方にはほとんどこの恩恵はないわけでありまして、このことも大きな問題であります。

また、職員定数の大幅なアップもこの年度でやられました。612人から735人、消防も入れますと863名ということになっております。私は一概に人がふえることを悪いとは思いませんが、それがちゃんと市民に還元されるということがなければ、市民の理解がないことは当然であります。

開発指導要綱も、同意から協議ということに緩められまして、乱開発を大変心配をしたのもこの年度であります。

海水浴場の100条委員会が議会で提案されましたが、これは議会の中でわずか1票差で否決をされるということもあったわけでありませぬけれども、これは行政には直接関係はございませぬが、そういうことがあったことも皆さんにひとつ報告をしておきます。

それから、前市長の葬儀に対して500万円を使ったわけなんです、これは法の趣旨からいっても、法の下に平等である、公務員は全体の奉仕者であるということとか、まず市民がその恩恵を受けるべきなのに、市長であるというだけでなぜあれだけの大きな葬式をしなければならないのか。1回やっとなるわけでありませぬから、市の職員も動員してのこのような市葬というのは、とても現在の市民の理解を得られないと私は思います。

総合福祉文化センターという形で泉南市が大変大きなウエートを持って進めてきました事業も、文化センターを切り離すということになって、今ほんとにあきらめたのか、また後で出てくるのか不明なままでありませぬけれども、やはりあの段階で福祉センターそのものも白紙から見直さなければ

ば、当初の基本的な計画からいっても、文化センターと一緒に組み込まれた計画であるだけに、当初市民の皆さんに示された姿とは全く異質な姿で今回建築が行われたわけでありますけれども、これはほんとに場当たりのやり方と言わざるを得ません。いまだに運営の中身も示されておらないわけであります。本来、その中身、何をやるかということが示されて、そしてどういう建物が要るかというのを考えるべきでありますが、まず建物を建てて、これからどのような運営、どのような内容にしていくかということを検討するということに至っては、何をか言わんやであります。もっと市民の税金を大事に使っていただきたいと思います。

国体への設計料1,200万円がこの年度では組まれておりますけれども、国体は御存じのように既存の施設でやりなさいというのが大前提であります。このために市民のために使うべき税金を使うべきでないというのが国体の趣旨であります。しかし、泉南市がやっていることは、この年度では君が池、体育館の西側の公園につくるということを予算の中でも表明をしながら、現在あるのは仮設的にりんくうタウンの中につくっておる現状であります。二重にも三重にもこのことは大きな問題であります。

また、前市長に対する功労金の問題もこの議会で大変議論になりました。ただし書きを大幅に超える功労金のあり方は、問題であります。これは、新聞でも大きく批判をされている問題であります。700余万円の実際の規定に対して、1,416万を上積みして2,000万を超える功労金というのを出したわけでありますが、このことは当然市民の理解を得られる問題ではないと私は思うわけであります。

総合福祉センターについても、私は何回も市民の皆さんに凶面を付して報告をしたわけでありますが、1件の反応もありません。恐らく行政の中でも福祉センターを建てるに当たって、多くの市民から意見やいろんな声があったとは私は思えないわけでありますけれども、このように行政が勝手に大きな金額を投じてやる事業は、これから破綻することは明らかではないでしょうか。あわせて、池をつぶしてまでつくる必要が一体どこにあるのでしょうか。そして、そのやり方においても、市がみずから決めた公園計画の中に、府から怒られて手直しをするというような、本来の目的と違うものをそこに建てるという、そういうようなやり方もひとつ問題であります。

このようにいろいろな大きなお金を使っている中で、向井市長はかつて経験したことの無い厳しい財政だということを表明しておりますが、余りにもやっておることと言うこととは違うではありませんか。

下水道事業にしても福祉センター事業にしても、埋蔵文化財センター、関西新空港に関連する道路にしても、大きな大きなお金が要ります。また、国体の事業にしてもしかりであります。このことは、かつて経験したことがない財政状況という中でこのような事業が強引に進められることは、大変問題であります。

部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の可決は一定の前進であります。この条例がどこまで実効あるものにできるかは、行政の姿勢にかかっておるわけですが、これまでの同和行政に対する市の取り組みを見ておりますと、本当にこれがどこまで実行されるのか心配でありますけれども、やはりこの源流になったのは、被差別部落の人たちが一生懸命に差別のない社会をつくるため立ち上がってきたその力があつたからであることは、言うまでもありません。そのことを市はどこまで真剣に受けとめるか、問題でありますけれども、ぜひ頑張ってください、このことは思います。

関西新空港のイベント事業で雪を降らすというようなことが予算のときに説明されたわけでありまして、これは良識といいたいでしょうか、行政の判断で取りやめになったことは、私は大変よかったのではないかと思います。

下水道会計への大幅な繰り入れも問題であります。その下水道のやり方が問題でありまして、下水道整備をやることは、もちろん私は大事であると思うわけでありまして。

市営住宅の建設では、3月議会でも市営住宅の建てかえ問題について私が質問したことに対して、マスタープランをつくり、建てかえの方向で検討しておるといふ答弁を昨日改めて確認をしたわけでありまして、その場合に当然報告されるべき、この住宅については一たん払い下げるといふ約束をしておったということを議会に当然私は説明するべきであつたと思います。私は、その時点でそのことを知らなかったわけでありまして。そのような議案の説明に対して、やはり事実をきちっと説明をして議案の審議をするというような態度が、私は必要であらうと思います。

また、教育委員会の市民傍聴は、法律に決められたことであります。しかし、部屋が狭いということで教育委員会の傍聴ができない状況にあるのは、いささか問題であります。

また、水道料金が21.87%もこの年度では引き上げられました。自己水の比率をアップしていくべきだ、私はそのように主張しておりますけれども、やはりおいしい水を、京都の下水ではなしに、泉南市の自然豊かなところでは水があるわけでありますから、そのような自己水を確保して、市民においしい安全な水を供給するべきであります。そのような姿勢は全く見られません。

以上の理由を付して、反対の意見とさせていただきます。

次は、議案23号、国民健康保険会計の決算に反対の意見を申し上げます。

これは、先ほど一般会計の反対意見の中でも申し上げましたけれども、43万から46万に限度額が引き上げられたわけであります。最高のアップ率は20.3%ということになっております。決算を見ましても、93年度が7億3,300万円、94年度が5億8,700万円になってございます。収納率にいたしましても78.9%ということで大変低い問題。また、保険給付は93年が22億6,600万円、94年は25億と大幅に保険給付がアップをしております。これはやっぱり社会的に病気になる方が多くなったことも原因と思うわけでありますが、やはり会社に勤めて、年金生活に入って高い国民健康保険に入ってくる構造は、やはり社会的な大きな問題であると思っております。

医療費の医療給付の構成比も55.3%から58.5%にアップしてきておることを考えますとき、この国民健康保険というのは、病気になる人ばかりが寄ってくるような構造でありまして、健康な人が病気をした人を助けるような構造が保険でありますから、もっと一律的な保険制度にするということは、種々言われておるわけであります。ちなみに、公務員の皆さんの保険料は大変安いわけでありますから、せめてそれぐらいにするぐらいの政治的な判断を私はするべきであったと思うわけであります。そのようなことで反対をいたします。

次に、議案25号、下水道の特別会計の決算に反対をさせていただきます。

下水道の整備は、市民の大きな願いであります。しかし、現在やっているような大型の流域下水処理場方式は、私はこの町には似合わないし、膨大な金額がかかると思うわけでありまして。今、泉南市が進めております小型合併処理浄化槽であれば、自分の汚れたものは自分できれいにして、きれいな水を前の小川に流す、こういうことであれば、川には水は戻ってきます。自然も潤います。金額も大変安くつきます。そして、いつから、どこからでもつくることができます。

しかし、現在の下水道事業であれば、30年とも40年ともかかると言われております。30年も40年もこのまま汚水を海に流し続けるのでしょうか。しかも、汚いものがそのまま自分たちの住んでいる足元を流れておるわけでありまして。地震が来れば、このような施設は全く機能しないのは明らかであります。大きなことがいいのではなしに、小さなことがいいという時代に私は変わっておると思っております。

そういうことを考えますと、私は大阪市で成り立っても、泉南市では成り立たない大型の下水道事業のあり方は、問題であるということを再三指摘をしているわけでありまして、そのことにまともに答えることもできない行政だと私は思います。そのような市民が願わない方式の下水道事業には反対であります。よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———嶋本君。

17番（嶋本五男君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、議案第12号、平成6年度一般会計決算について、第2創成会を代表いたしまして賛成の立場から討論をいたします。

近年の財政収支状況を見ると、ここ数年は黒字決算で推移してきてはいますが、平成6年度においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が103.6%、また公債費率が15.7%といずれも高い指数を示しており、市債では年度末現在高169億と多額に上っており、本市の財政状況は極めて厳しいものがあります。

まず、歳入におきましては、昨年9月4日に開港いたしました関西国際空港からの税収入等のほか、財源の確保にあらゆる努力をされ、その増収に努められておりますが、自己財源の根幹をなす市税の収入においては、調定額に対する徴収率は86.3%、前年度に比べて2.8%下回ったことは残念であります。今後は市税の滞納、繰り越し分の徴収については、体制

面での充実とあわせ、創意工夫を凝らし、なお一層の努力を重ね、徴収率のアップを図り、税負担の公平性を損なうことのないよう努められたい。

一方、歳出面において、本市では都市整備が急ピッチに進められている中、これに伴い今後地方債の償還財政が負担となるほか、人件費等の義務的経費は年々増加し、財政需要は一層厳しくなることが予想されます。

このような中で、多種多様な市民のニーズに合った重点施策の具体化と市民福祉の増進のためには、事務事業の見直しや創意工夫などの経費の節減・効率化による財政の健全化に努めなければならないと思われまます。御案内のとおり、平成6年度は前平島市長の急逝、向井市長の誕生、そして9月4日の関西国際空港の開港と、本市にとりましては記録すべき年であったわけでありまます。

その中で、長年取り組んでまいりました幹線道路建設上の成果が市民の皆さんの前に具体的な形となってあらわれた年でもありまます。信達樽井線の一部完成、樽井西岡田吉見線の完成等、新設整備に10億3,600万円を投入し、また大阪府、関係機関等の協力により、泉南岩出線に続く樽井男里線の供用開始など、市民の利便性の向上が格段と図られたところでありまます。

また、幹線道路の整備だけではなく、生活基盤道路の整備として、男里昭和橋線の橋梁のかけかえを初めとして生活道路の改善に3億4,500万と積極的に対応していることを評価いたしまます。

公共下水道に24億1,000万円と、以前より引き続き積極的になされていいる。

住環境の整備といたしまましては、市街地農地と住宅地との調和のとれたまちづくりを目指しまます一連の農住組合等への積極的な対応は評価できるものであり、今後より一層具体化に努められ、府下はもちろん全国的モデルとなるよう関係者の努力を望むものでありまます。

魅力あるまちづくりとして、その都市の個性をいかにつくり出していくかは、極めて重要でありまます。そういった意味の本市の歴史的資産の保護に努められてきた成果として、国史跡の海会寺について（4年の歳月をかけ）海会寺整備事業（2億3,200万円）により、史跡公園の完成、そして市民全体の宝でありまます重要文化財302点に上る指定（平成7年6月15日）は、一連の文化行政の大きな成果でありまます。今後、泉南市のす

ぐれた歴史的風土、資産の上に立ち、魅力あるまちづくりに努められたいと思うものであります。

一方、地域活性化のかぎは人であり、その基本となる教育環境の整備として、東小学校や鳴滝第一小学校の大規模改修や樽井小学校の用地拡張などに3億1,300万円余りを投資しているところであります。ソフト面におきましては、乳幼児通院医療助成の創設、障害者（児）福祉事業への引き続き助成や福祉タクシーチケットの受け付け等を行い、財政の厳しい中、国民健康保険特別会計へは4億9,000万円余りの繰り出しを行っておるところであります。

そして、市民の人権意識の高揚を図り、人権問題の解決に資するため、各種講座、フォーラム等多彩な企画の実施であり、女性の権利すなわち人権であると言われておりますが、女性施策については、女性政策推進本部を開催、女性行動計画「せんなん女性プラン」を策定するなど、各種人権啓発事業（1,520万円余り）を行い、これら一連の今後の取り組みの成果として、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の制定へと実を結んだものであり、高く評価できるものであります。

現在、内外の社会経済情勢はもちろん、地場産業も厳しい状況ではありますが、今後の成果を基礎に、空港立地の条件を生かしながら、だれもが愛着を持ち、住みたいと感じるまちづくりを目指し、より一層努力されることを期待し、賛成討論といたします。

どうぞ各議員の皆さん方の御賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに———和気君。

22番（和気 豊君） 付託議案第12号、一般会計歳入歳出決算に対し、日本共産党泉南市議員団を代表して、地方自治の本旨を侵す村山連立政権の行財政圧迫の政策に転換を求められるとともに、大企業奉仕の関西空港やその関連事業の見直しと、不公正な同和行政の継続をこれ以上許さないために、そして市民こそ主人公の福祉・医療優先の温かい市政を求めて、94年度決算の特徴的な問題点を指摘し、反対の立場から討論してまいります。

第1に、地方債の金利負担についてであります。

先日、全国市町村長会の代表の皆さんが自治大臣に対し、地方財源から国に貸し付けている1兆円の返還を求め、陳情を行っています。大臣も早

期の検討を約束されたそうであります。このことに象徴されるように、国はいろいろな理由づけのもとに地方交付税の取り込みを凶る一方、国庫補助金の切り下げ、国庫補助事業を縮減し、起債の発行条件にして単独事業を大幅にふやしています。このような地方行財政圧迫の国策の中で、泉南市でも94年度決算で一般会計で約169億円、その他特別会計を合わせますと、その借入金総額は約280億円にも上ります。

さて、今日、超低金利政策のもとで大企業や銀行はぼろもうけをする一方、高齢者、年金生活者を初め、国民の暮らしに深刻な被害をもたらしています。同時に、市財政へも大きな影響を与えています。一般会計で見えますと、地方債のうち年金利5%以上のものが82億円、48%となっています。自治省の通達によれば、10月16日からレートは3.15%ということですから、政府資金、大阪府、市中銀行それぞれにその金利の引き下げを強く要求すれば、年間8億円にも上る金利負担を大幅に減額させ、公債費率15.7%と府下でもワースト4位の状況を健全化させるとともに、市民負担を軽減し、市民の血税を市民の暮らしを守るために回せるよう市の特別の努力を強く求めるものであります。

第2は、関西国際空港の全体構想第2期工事とりんくうタウンにかかわる問題についてであります。

1992年12月、自民党税調の要求で決定された地方税制の一部改正によって市の課税自主権が一方的に奪われ、95年度からの空港島におけるエアラインの企業に対する固定資産税、都市計画税などが5カ年にわたり2分の1減免され、その総額は約6億円にも上ります。我が党は早くからこのことを取り上げ、市の課税自主権を守ること、同時にこのことによる損失の補てんを国が行うよう強く国に要求することを求めてまいりました。

ところが、そのことが具体的になされない間に、今度は第7次空港整備計画の中間取りまとめでは、第2期工事のものだけでなく、第1期分はまだその措置の拡充、延長がなされようとしています。全体にそれは許されないことでもあります。この空港島の税制一部改正の撤廃を市があくまでも強く要求することを求めるとともに、第2期工事への対応は財界や財界言いなりの大阪府に対し、1979年、運輸省が地元を示した3点セットの立場に立って、市はあくまでも市民の暮らしと営業、泉南の自然環境を

守る立場から臨むべきであり、そうしてこそ市の自主性が貫けるのではないのでしょうか。

昨年6月、市長にとって初めての市議会第2回定例会において、市議会の決議をめぐっての論議の中で、当時の吉川助役は、府が府知事を含め市との間で意思疎通に欠けていたことを反省するとともに、全体構想の事業のために市の固定資産税を使うようなことはないことを府の反省の弁としてこの席で伝えています。

また、りんくうタウンでの分譲状況は、現在8.2%ということが報告されましたが、そのことによる市財政への影響もまた甚大であります。市当局の試算でも、2001年までの6年間で総額約73億に上るとされています。

このような中で、りんくうタウンを初めとした空港関連事業にこれまで市の財政力をはるかに超えた膨大な財源がつき込まれています。そして94年度でも一般会計、下水道会計等を合わせると55億円が執行されています。個々に特徴的な点を挙げてまいります。

地元との共存共栄の面からいっても、税制の面からいっても、その役割を大きく喪失させているりんくうタウン、この造成地への進入道路、本来府が事業主体として取り組むべき事業であるにもかかわらず、94年度も約6億2,500万円余もつき込んでいます。空港関連事業はこれだけではありません。信達樽井線改良事業、市民の里整備事業にも多額の予算が執行されています。さらに問題なのは、構想から計画に至るわずかの間に約2倍の10億円に事業費が膨れ上がった農業公園、空港立地を当て込んだ大規模な広域的性格を持つ事業であることから、当然市だけで抱え込む必要がなく、府の事業として再度練り返す必要があることは、下流域の防災対策とあわせて避けられなくなっています。

空港関連の最大のプロジェクト、現行でも約600億円が予想される和泉砂川駅前再開発についても、競合関係にあるニチイの出店、最大権利者の計画予定地への目的外利用などが明らかになっている今、取りやめを含めて見直し縮小は必至であります。事業化を前提にした調査に2,000万円余が執行されています。また、これを開発者や大地権者の立場から容易にし、ワンルームマンションの建設を容認する開発指導要綱の改悪もなされました。打ち続く円高不況のもとで泉南市地場産業の進出の可能性が

ほとんど皆無に等しい状態になったりんくうタウンへの産業振興センターも、地場産業の廃業、倒産が相次ぐ中で構想の計画化は直ちに取りやめるべきであります。性懲りもなく関係予算が執行されています。

今、まちづくりにかかわって最も急がれるのは、市民生活に密着した下水道、公園、そして事業開始から20数年経過するも今なお開設のめどすら立たない砂川檜井線のような生活道路の新設であります。新家駅前の交通安全対策にかかわるこのような事業こそ待ったなしではないでしょうか。

第3は、同和行政にかかわる問題であります。

94年度の同和予算経費総括表によりますと、総予算は約11億3,000万円の事業、さらに固定資産税、都市計画税で5,800万円、国保税で3,400万円の約9,200万円のいわゆる同和減免が行われています。数値でいうなら総額約12億2,200万円ですが、実際はさらに上回るものとなります。しかも、これらの同和予算が同和地区と一般地区とを区別する線引き、いわゆる同和の垣根が行政の手によってつくられ、執行されている問題です。一般行政を補完し格差是正を図るという点で既に限界に達し、同和対策をこれ以上継続することや、同和地区を法的、行政的に一般地区から分離・固定化することは、今日部落問題の解決に逆行する結果をつくり出しています。我が党は、一日も早い同和行政、同和事業の終結、地区指定の廃止を要求するものであります。

また、市長はこの年の10月17日、突然同和対策審議会に部落解放同盟から要請を受けていた部落差別撤廃条例の制定のための協議をかけ、以後95年3月の第1回定例会に向け一方的なスケジュールを組んで、条例の制定を強行いたしました。そのため、部落問題、障害者問題、女性問題、外国人問題など、その性格も内容も異なる課題を無理やり同列視し、1つの条例で解決を図ることを目的とし、ひいては部落問題をいつまでも解決できない課題として、結局は部落を半ば永久的に固定化する、部落問題解決に逆行する条例の制定という泉南の歴史に大変な汚点を残したことを厳しく糾弾するものであります。この条例の廃止を強く要請いたします。

第4に、災害対策、福祉、医療など市民の暮らしと命を守る問題についてであります。

1月17日の阪神大震災は、震災に弱い都市基盤、寸断されたライフライン、そして行政の日常の無防備さを改めて露呈させました。災害に見舞

われた市町村では、すぐさま臨時議会を招集し補正予算を計上、救援対策に取り組みました。その他の市でも予備費の流用や専決で食糧、水、毛布の備蓄、防災パンフレットの発行に取り組んだと言われています。泉南市では今もって執行されたのは毛布の購入のみ、費用の点でも時期を逸したという点でも、他市におくれをとったことは確かであります。

老人保健福祉計画の具体化のおくれも深刻であります。在宅介護のために欠かせないホームヘルパーの確保、デイセンター、ショートステイもまだこれから、とりわけ要介護者とその家族の相談を24時間受け入れ対応する介護支援センター、まさにこの事業の中核となる機能施設であります。建てかえ予定の泉南特別養護老人ホームに併設をするだけで、達成年次がいつになっても明らかにされないままこの年は推移をいたしました。この計画に要する財源についても72億円としていますが、その裏づけと年次計画についても見通しは立っておりません。老人保健センターの拡充整備、とりわけ訪問看護の体制に至っては、最終の平成12年を達成年と最初から決めてかかっている消極さであります。

保育時間の延長の公約も先延ばしにされています。

市民の第一級の要望である市民病院では、建設をあきらめ、市が地域医療の今後のすべてを託す済生会泉南病院の整備と循環器センター化についても、やる気のない府に頼り切りで展望は不明のままです。

そして、府下最低、これも施策には使われない医療施設整備基金の積立金1億円も投入して、なお他市の3分の1から4分の1という保健衛生費は、公園墓地の構想を取りまとめた報告書作成から丸5年以上、今なお計画すらまとめられない現状とあわせて、今や泉南市の市民生活に直結する施策軽視を象徴する部分にもなっています。

最後に、市財政についてであります。

94年度決算に見る市財政の状況は、もともと財政力指数、府下でもワーストクラスの0.7そこそこの脆弱な財政基盤に加え、経常収支比率も103.6%と府下ワースト5位に落ち込んでいます。その悪化の1つに、市の主要財源である市民税89.4%、固定資産税85.4%に象徴される府下最低クラスの徴収率、額にして11億5,700万円にも上る収入未済額があります。最近、部長級以上が夜間臨戸に回っておられるようですが、果たして収税手法によって解決される問題でありましょうか。現下円

高がますます厳しく、国の悪政と相まって、地場産業とそこに働く皆さんはいうに及ばず、市民全体の暮らしを圧迫しています。このようなときにこそ行政が市民の命と暮らしを守るための切実な願いに力を入れ、行政が遠い存在、市民とかかわりないものという認識を取り除くことが求められているのではないのでしょうか。

94年度途中ではありましたが、府の緊急経営安定化資金の利子補給の制度が実施されています。干天慈雨の施策だと喜び、市当局の信頼を回復したという話も漏れ聞いております。今後の市政運営の1つの参考指針にさせていただくことを願って、討論にかえさせていただきます。

議長（島原正嗣君） ほかにありませんか。——以上で本16件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成6年度各会計決算認定16件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、付託議案第12号 平成6年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって付託議案第12号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第13号 平成6年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、原案不認定でありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって付託議案第13号は、不認定と決しました。

次に、付託議案第23号 平成6年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告のとおり原案を認定可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって付託議案第23号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第25号 平成6年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件につきましては、原案を認定可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって付託議案第25号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、ただいま採決いたしました4件を除く他の会計12件について、これより一括して採決いたします。

本件12件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本12件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって付託議案第12号及び付託議案第13号及び付託議案第23号並びに付託議案第25号を除く他の付託議案12件の各会計決算については、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり認定可決することに決しました。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時33分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

会議に入るに先立ちまして、先ほどの平成6年度泉南市一般会計歳入歳出決算認定に関し、小山議員の討論において功労金に対する金額が2,000万以上という発言がございましたが、これについては誤った金額でございますので、正確を期するため私の職権において次のように調査をいたしました。

平島前市長の退職金は704万円であります。加給金いわゆる功労金ですが、1,416万8,000円、したがって退職金と加給金を合わせまして2,120万8,000円でございます。

以上のとおりでございますので、御了承をお願いをいたしたいと思いません。

それでは次に、日程第18、泉南監報告第14号 例月現金出納検査結果報告から日程第20、泉南監報告第16号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。上野健二君。

監査委員（上野健二君） こんにちは。議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成7年第4回の定例会、8月、9月、10月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成7年8月分は10月13日、平成7年9月分は10月30日に、平成7年10月分は11月30日に黒須監査委員と大石前監査委員が検査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支、内容を照合しましたところ、いずれも符合しております。出納は適正に行われていたと確認いたしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、検査の報告といたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 社会状況からいきますと、今までの監査のあり方だけでは対応できないものがあるかと思うのですが、銀行がつぶれないと思っておる常識が破れて、銀行もつぶれる時代に入ったと。それから、いつも言われる官官接待の問題が社会的な大きな問題になっとるんですが、今の監査委員の報告で書類を見て、法律どおり合っておるという報告でありましたんですが、今までのような調査というんですか、監査のあり方では対応できないと思うんですが、特にこういう状況を踏まえて改善をされた面がありましたら御報告をいただきたい。事務局の方からでも結構でございますから、何かそういう時代背景を受けて手法を変えたことがあれば、よろしく願いしたいと思いません。

議長（島原正嗣君） 事務局は答弁をすることを差し控えてください。監査委員 上野君。

監査委員（上野健二君） 小山議員に申し上げます。ただいま御丁寧な御注文をいただきましたんですけれども、かつて日にちが浅うございますので、まだ中身を把握しておられないということで、大変失礼ですけれども、したがってこの間からもちょっと聞いておるんでございますけれども、銀行等そういう形で、例えば大和銀行とか、特にこういった大きな社会問題になっておる銀行の場合ですね、収入役さんともちょっとお話しさせていただいたんですけれども、特に泉南市の場合におきましては嚴重に審査し、またそういったお金は貴重なもんでありますから大事に扱っておりますので、その御心配はなくという御伝達でございますので、その点よろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） じゃ、意見にかえておきますが、先ほど説明したそういう状況がありますので、もう一度監査の原点に戻って、市民、また市民の批判が起こらないような、また市民のそういう信頼にたえるような内部の整備にぜひ取り組んでいただきたい。特に、新しく監査委員になられたわけですから、新しい目でひとつ今までこうやってきたんだからそれでいだろうという発想ではなしに、もう一遍原点に戻ってひとつ監査をよろしくお願ひしたいということで終わっておきます。

議長（島原正嗣君） ほかにございせんか。——以上で質疑を打ち切ります。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第21、議案第1号 泉南市公平委員会委員の選任について

を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市公平委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市公平委員会委員であります山本慶一氏は、平成7年12月23日付をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市公平委員会委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししておりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案とおり同意することに決しました。

次に、日程第22、議案第2号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市教育委員東野藤介氏は、平成7年12月24日をもって任期満了となりますが、泉南市教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、東野藤介氏の経歴につきましては、議案書7ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、日程第23、議案第3号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第3号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員真鍋正子氏は、平成8年1月31日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め、推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書11ページにお示ししている
とおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。
何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 本件に関し御意見等ありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 大変大事なお仕事をしていただく方でございますが、
この方を推薦するに当たって、泉南市の人権ということの状況を市はどう
いうふうに考えていらっしゃるのか。この方は女性ですので、そういう女
性の方がなられるということで、特にどういうことを考えて推薦されたの
かも、もしあれば具体的にお知らせをいただきたい。

それから、この人権擁護委員の活動ですね。どのような待遇、状態
にあるのかですね。その辺のことも御報告をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の人権問題についての状況はどうかというこ
とでございますが、本市は以前からこの人権問題については積極的に取り組
んできておりますし、また市民層におきましても、泉南市の人権啓発推進
協議会を初めいろんな団体を含めて、この人権問題を大きな柱として取り
組んでいただいております。したがって、泉南市におきましてはこれ
からもこの人権問題というのは根本にかかわる話でございますので、さら
に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、今回推薦を申し上げます真鍋正子氏は、以前から婦人
団体活動あるいは社会福祉活動、PTA活動等にかかわってこられまして、
特に女性でいらっしゃいますので、女性の社会的地位の向上や女性問題の
啓発、あるいは高齢者や障害者への支援・理解事業、子供健全育成等の面
におきまして豊富な体験や実績をお持ちでございます。

また、本市におきます部落差別を初めあらゆる差別の啓発を活動目的と
する泉南市人権啓発推進協議会にも当初より積極的に御参画をいただい
ておまして、人権擁護委員という立場から人権協の相談役に御就任をいた
だいておりますし、また専門的立場からの活動内容に関する指導、援助を
賜っております。現在、日常の人権相談活動のみならず、岸和田人権擁護
委員協議会総務常任委員並びに大阪府人権擁護委員連合会の外国人専門委
員として、幅広く自由人権思想の啓発普及、人権擁護活動に御尽力をいた

だいております。

こうした経歴や実績を踏まえまして、最適任者と認め御推薦を申し上げておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 委員の職務内容等でございますが、人権擁護委員法第11条によりまして、第1項、自由人権思想に関する啓発普及をなすこと。第2項、民間におきます人権擁護運動の助長に努めること。第3項、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。第4項、生活困窮者に対し、訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること、と定められてございまして、より具体的には第1に定例人権相談、これは毎月第3金曜日午後2時から4時に開催してございます。また、憲法週間、人権週間におきます特設人権相談、自宅における人権相談等を通じまして、相談者の自主的解決に援助を与えるとともに、人権侵犯事件の調査、情報の収集及び法務局への報告、協議、当事者への啓発、説得等、問題解決の取り組みを進めているところでございます。

それと、第2に、岸和田人権擁護協議会や大阪府人権擁護委員連合会、法務局等の所管する各種人権擁護活動に委員として参画している。これは先ほど市長が述べたところでございまして、また本市におきます人権啓発擁護活動につきましては、泉南市人権啓発推進協議会の相談役として諸活動に参加していただいているところでございます。（小山広明君「待遇」と呼ぶ）

給与につきましては、人権擁護委員法第8条によりまして、第1項、人権擁護委員には給与を支給しないものとする。第2項で、人権擁護委員は政令の定めるところにより予算の範囲内で職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる、ということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 職務内容は大変広範囲ですし、人権にかかわることですから、大変時間のかかるお仕事ですから、これが給与的に全然保障されてないというのは、ボランティア、善意ということに立つんでしょうけども、私は何か限界があるんじゃないかなと思うんですね、やられる方に。だから、これはやっぱりそういう人を推薦するに当たっては、市長、やは

り現状に沿ってそういう方の意見ももちろん聞いていただいて、やはりもう少しそういう人たちがそのことにある意味で専念できるように経済的にはしてあげないと、私は十分な活動ができないのではないかなと思うのです。

先ほどの説明では、実費だけ出してあげられるようですね、予算を組んでね。しかし、その人が——どんどんこれからみんなが働く時代になっておりますから、女の方も。それに無料で専念をするということは難しいと思うんですが、その辺市長、推薦に当たっては、法務局にそういう意見として上げるようなシステムはないのでしょうか。あるとすれば、そういうことはちゃんと言うべきなんじゃないかなと私は思うんですが、その待遇の面だけに限ってちょっと御答弁をいただきたいと思いますが。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは、先ほど公室長が答弁いたしましたように、法律でそういうことになっておりまして、特にそれについて私の方から法務局に対して待遇改善とかそういうことについて申し上げておりません。これはそういうことを十分含んでいただいた中で、この人権擁護委員をお引き受けいただいて、そして人権擁護委員としての活動をみずから積極的にしていただくということで、御本人もそういうことを十分御承知の上でお引き受けをいただいているということでございますので、確かに待遇面でどうかというのはあろうかとは思いますが、しかしながら、なおそれを是としてお引き受けをいただいておりますということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） じゃ、私の意見だけ申し上げときますけど、いつごろこの法律が制定されたのかわかりませんが、やはり主権在民ということで、すべての人が20歳を超えれば選挙権を得、平等にあるわけですね。だから、こういう経済的に相当余裕がある方でないとできないということにもなりますし、人権問題というのは、何もそういう経済的に裕福な人だけが担うべき問題でもないわけですから、やはり人権の問題は、人権が踏みにじられた側から提起があるということがすごく大きなポイントになりますので、これは私は自分の意見としては、正当な経済的保障をしてあげないと、この人権擁護委員の活動が十分機能しないと思いますので、議会の意見を聞いてということですから、市長はそういうことを言うつもりは

ないかもわかりませんが、私は議員としてぜひそういう待遇の面でもよく人権擁護委員になっとる方にも聞いていただいてひとつ言っていたきたい、そのように私は強く意見として申し上げておきます。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第24、議案第4号 工事委託契約の締結について（南海軌道横断（樽井5号踏切）管渠築造工事）及び日程第25、議案第5号 工事委託契約の締結について（南海軌道横断（39k655m付近）管渠築造工事）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第4号及び第5号の工事委託契約の締結について御説明申し上げます。

まず、議案第4号でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事委託契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南海軌道横断（樽井5号踏切）管渠築造工事でございます。

契約の相手方は、大阪府中央区難波五丁目1番60号 南海電気鉄道株式会社取締役社長 川勝泰司でございます。

契約の金額は、15億6,730万2,590円でございます。

契約の締結方法は、南海の軌道横断という工事の特殊性から随意契約としておりまして、仮契約日は平成7年11月15日でございます。

委託の概要、工事期間、工事場所等につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

次に、議案第5号でございますが、提案理由につきましては、議案第4号と同じでございます。契約の目的は、南海軌道横断（39k655m付

近) 管渠築造工事でございます。

契約の相手方は、大阪市中央区難波五丁目1番60号 南海電気鉄道株式会社取締役社長 川勝泰司でございます。

契約の金額は、7億7,110万9,500円でございます。

契約の締結方法は、議案第4号と同じ理由から随意契約といたしております。仮契約日は平成7年11月15日でございます。

委託の概要、工事期間、工事場所等につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

なお、別途参考資料といたしまして、工事の概略図面を配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(島原正嗣君) これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

8番(小山広明君) 詳しい図面をいただいて、随分高いなという感じを当初の議案書をもらったときは思ったんですが、これは実際こういう値段を決めるのは、もちろん泉南市にはそういう技術者がおらないと思うんですが、どういう形で決めるのか。直接資材費なんかはこのうちどれぐらいかかるのかですね。普通だったらこれぐらいのときは5,000万ぐらいやと。しかし、電車をとめたらいかんとか、いろんな保険とか、いろんなことがあるんだと思いますが、そういう危険負担というのはそのうちどれぐらい見とるのかですね。その辺もう少し詳しく、これだけ高くなった合理的な理由ですね、ちょっと教えていただきたい。

議長(島原正嗣君) 白谷下水道部長。

下水道部長(白谷 弘君) 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

工費が大変高いのではなかろうかという御質問であったと思いますが、まず第1点といたしまして、鉄道ということで、万が一の危険性についても排除する特殊な工法をとらざるを得なかったということでございます。

それと、この軌道横断の2件ともでございますが、何分土かぶりが非常に少なく、軌道に対する影響が大変大きいため、これについてもまた特殊な工法で発注する必要があると。

それと、第3点目といたしましては、軌道の工事の陸上から行うものに

つきましては、最終電車が通過後から始発の電車が通るまでのすべて夜間であり、短時間の間に行わなければならないと。そのような観点から、多額の費用と日時がかかるということでございます。

以上でございます。

〔小山広明君「質問にちゃんと答えてもらわんとね。そんな一般論では」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 部長、質問者は、危険なところの工事に入るんで、危険の金額も入っているかどうかですね。そういうことを具体的に聞いていたと思うんですが、工事請負と危険のある程度の配慮というのはしてるのかどうか、そこあたりきちっと答えてください。

〔小山広明君「仕分けですわ。通常の工事と比べて危険手当があるのか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 横江下水道整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 先ほどの小山議員の御質問に対してお答えいたします。

危険の保険という表現は不適切かとは存じますが、樽井5号踏切の方の工事の委託に関しましてですが、総額が15億6,700万何がしの金額になっております。そのうち土木関係工事としまして13億3,000万、これが土木関係工事でございます。それから、保険というニュアンスではないんですが、軌道を守るため、保線工事、信号工事、それから計測工事というものを計上しております。これが保線関係工事が8,800万、信号工事が約400万、計測工事が約4,800万、それぐらいの経費がかかっております。これが軌道を守るための直接かかる工事費になっております。あと、事務費、消費税合わせまして15億6,700万何がしという金額になっております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、13億3,000万円というのが普通にやってくる工事だと。それを超えるものがいわゆる軌道の安全を守るための費用だと、こういう説明でいいんですか。長さは50何メートルでしたな、59メートル。管が入るところは59メートルでないんでしょうね、これ。穴を掘って圧入か何かするんでしょうね、ぐっと。すると、管が入る

ところは26メートル400、管を買うというのは26メートルほど買ったらいと思うんですが、それぐらいで13億もかかるわけですか、そういう直接工事費というのは。

だから、工法としては圧入——要するにぐっと押し込んでいくという工法をとったわけでしょう、電車が上を通るとということ。それでも費用は出るわね、特殊な圧入だから単価がたくさんかかるんだと思いますが、もうほとんど今までも圧入方式というのはやるとるわね。特別な圧入をやることはないと思うんですが、もう少し、13億3,000万は普通26メートルぐらいでそれぐらいかかったらたまらんわね、これ。

随意契約だから、向こうは技術者があって、いや、電車がとまったらどないしまいねんと言われると、こっちも反論のしようがないから、どういう形で値段決めるか知りませんが、僕は高いと言っとるんじゃないですよ。普通の工事に比べてこれだけ高くなる理由をもう少し明確に言っていただきたい。

下水は雨水管ですか下水管ですか、ちょっとこれだけではわからないんですが、これからどんどん、どんどん南海線の下とか、それから上へ行くと、今度阪和線の下も通るわけですね。ただでさえ下水道というのは大変高くつく工事になつとるのに、こんな高い工事になりますと、市民の負担は当然ふえるわけですし、下水道を入れる段階でこういうことも十分想定しておったのかどうかわかりませんが、もう少し高くつくという説明を十分してもらいたい。

それから、これは関西電力、大阪ガスも一緒に工事をして、負担をしてもらおうということになつとるんですね、これ。その辺の割合というのは、どのような割合で決めたのかもちょっと御説明をいただきたいと思うんですが、余りにも金額が高いので納得できないですね、これ。

議長（島原正嗣君） 横江下水道整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 御質問にお答えいたします。

私の説明が大変不十分で申しわけありませんでした。先ほど申し上げました土木関係工事費で13億3,000万、これも単価にしますと大変高うございます。この原因といたしましては、先ほど白谷部長からも申し上げましたとおり、こちらは土かぶりが大変小さくございます。そのために軌道に対する影響が大変大きいということが予測されますので、ここが専門

的な用語で言いますと箱型ルーフ工法というこういう土かぶりの小さい軌道を横断する場合に採用する特殊な工法を使っております。そのために、少し金額が高くなると。

それと、先ほどの白谷部長の説明にもありましたとおり、軌道でございます。電車が昼間はずうっと通っておるわけでございます。上から施工する工事は、どうしても終電が終わってから始発電車が出るまでの短期間、約3時間、4時間ぐらいの間にどどっとしなければならないと。そういうような工事時間の制約もございまして、なかなか安価にはできないというようなこともございます。さまざまな要因がございまして、このような金額になったわけでございます。

それと、これが雨水管渠か汚水の管かという御質問であったかと思いますが、これは浸水対策のための雨水管渠の工事でございます。

それともう1つ、大阪府からの負担もどれぐらいあるのかというような御質問であったかと思いますが、この工事の財源の内訳といたしましては、2分の1が国庫の補助でございます。それから、残りの部分の4分の1につきましては大阪府の企業局からの負担金、それ以外が市債及び一般財源というような構成になってございます。

費用負担でございますが、樽井5号踏切に関しましては、下水道、関西電力、それから我が市の上水道、大阪ガスの4者で費用負担をしております。これに関しましては、お手元に配付させていただいております第4号参考資料の標準横断図の下の方に記載させていただいておりますが、負担割合といたしまして、下水道は約64%、関西電力が12%、上水道が10%、大阪ガスが13%でございます。（小山広明君「それは知っとるねん。どういうことで決めたかということですが、この割合を。断面割合とか」と呼ぶ）

負担割合の根拠でございますが、基本的にはこちらの標準断面図に示させていただいておりますこの内空の断面積比を標準といたしております。ただし、もうこれだけでいきますと下水道の負担がかなり多うございます。そこで工種に分けて、例えば4者がどこがやっても同じぐらいの金額がかかるんやというようなところは4分の1とか、その辺工種ごとに精査をいたしまして4者で協議いたしました。それで大分下水道費も値切った形で、このような負担比率の結果になった事情でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 随意契約ですから競争の原理は入りませんし、そういう点では明細をきちっと出してもらえないかなと思うんですね。だから、どれぐらいそういう安全の部分が費用に転嫁されておるのかというのは我々わかるわけですから、そうするともう少しほかの方法がないのかとかですね。

これは雨水対策とするならば、従来泉南市の線路の下には川が全部通るとるわけですから、そういうところへ水が流れておるのを無理やりそこはもう流れないようにして、そしてこちらに集めてくるとなれば、それもかなりむだだと思いますし、昔からあるのは、れんがか何かでやって、その下を水が流れとるわけですから、雨水であればそういう方法でも別にやってやれないことないと思うんですね。

だから、下水道でこれだけ高くつくんだから、いろんな方法で、工法の中で安い方法を考えるべきじゃないかなと思うんですね。従来、南海線の下を渡って川が流れとるわけですから。そうでしょう、いっぱい。そこらにもう全然水が流れないようにしてここに集中すると。ここに20何億かのお金を投入するんだということは、これだけ高くつくのであれば、やっぱり問題にせざるを得んと思うんですが、これの明細は出してもらえないんですか。随意契約だから出せるんじゃないですか、ボリュームと単価と全部。それは差し支えないでしょう。

議長（島原正嗣君） 資料がないと質問できんの。

8番（小山広明君） いや、何でこんなにかかるかというのがちょっとわからん、これだけでは。

議長（島原正嗣君） 膨大な資料にもなってますし、なかなか図書全体ということになると、2日、3日かからんと全部焼き切れんという問題もあるから、どういう部分だけを出してほしいのかですね。

8番（小山広明君） 直接要る経費は、これは出ますわな。しかし、特殊性ということで高くなってる部分が何でどう高くなるとるんか、それがちょっとわからないですよ。そういう部分として分けられますか、金額的に。

議長（島原正嗣君） 横江下水道整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、樽井5号踏切に関しましては、土木関係工事といたしまして13億3,000万、これは特殊な工法を使っておりますので、この特殊な工法に要する費用及び夜間作業という時間の制約がございますために、ちょっと割り高になっているところでございます。それ以外に保線関係工事といたしまして8,800万、信号工事といたしまして約400万、計測関係工事といたしまして4,800万何がしでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 済みませんね。そしたら、夜間やらなあかん分が何億やと。それから、特殊なことをやるという——圧入の機械を特殊と言うとるんですか。普通やったら丸いうたら機械は何ぼでもあるけど、四角いのはないから、圧入する機械までつくるといことが入るとるのか。特殊、特殊というのは、特別にそういう機械をつくるために、圧入するためのそれが3億やとか——管そのものは安いでしょう、そんなもんコンクリート管はね。夜やらなあかんからというのは、昼やったら何ぼやけども、夜やったら何ぼかという、それぐらいは出せるかと言うんです。それでいいですわ。夜間だからやらないかん分は何ぼや。それから、特殊な圧入というのは、特殊だけではわかりませんが、特殊というのは中身は何で、その分は何ぼだと。それだけでいいですわ、2つで。

議長（島原正嗣君） 横江下水道整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 御質問にお答えいたします。

特殊な工法ということで、余分にかかってくる工種といたしましては、ルーフ推進設備、箱型ルーフ工、あともろもろの推進設備ですね、そういったことが余分にかかってくると。それ以外にまた軌道だということで地盤改良工、こういう防護工事が余分にかかってくるというところでございます。

それと、夜間割り増しになるというあれでございますが、今ちょっと直接にはその比較した資料を持ち合わせておりませんので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） この問題は、先般産業建設常任委員会でもかなり時間

をかけて委員長のもとで審議がなされたわけです。したがって、議会の方ももっと詳しい参考資料として提出するよう私の方は求めておきましたんで、恐らく手元にこういう関係のものが入っていると思うんです。したがって、図書も聞きますと、今申し上げましたように膨大だそうですから、また詳細については後で資料を提出するようにしますので、その資料がないと質疑にたえられないということなら別ですけども、もっと答弁する側も具体的に答えてあげないと、質問者にわからない部分もありますから、そこを担当の方はちゃんとわきまえて答弁してください。

今言われたことをもう一回確認してくださいな。だから、産建で答えたように言ったらよろしいがな、いずれにしても。いろんなことを聞かれましたやろ。白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

何分今回の軌道横断につきましては、先ほど私どもの課長が答えましたように、いろんな特殊な信号工事とかあるわけでございますが、今回の工事につきましては、土かぶりが非常に少なかったために、沈下とか工期とかいうものが発生すると。通常以上の地盤が変化するという見通しでございますので、その辺を防止するための地盤を固めるというのが、通常よりかなりの作業があると。また、それと5号踏切につきましては、踏切の真下であるというような特殊な要件が重なっておりますので、小山議員御指摘のとおり相当の費用がかかってきておるわけでございますが、私どもとしましても設計図書を担当の技術者が総力を挙げまして精査いたしておりますが、これだけの費用はいたし方なからうという判断に基づいてお願いしているような次第でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 何回も質疑して満足のいく答えはないから、私はそれをもって判断せざるを得ないと思いますね。やはり工期的にも3年もかかるわけですから、何かこの工事のためだけに何か機械をつくるんじゃないか。でなかったらこんな金額はかからないように思いますね。わずか26メートルほどのところですからね。

そういう点では、もう少し最小の経費で最大の効果という大原則があるわけですから、そういう点ではこれだけ高い金額はだれが考えても思いま

すから、それを納得するだけの資料をきちっとして、市民、議会に理解を求める行政のそういう態度が僕は必要だと思いますよ。そういうものが何回も議論する中で出てこないというのは、甚だ私は納得できない。そういうことを踏まえて判断をさしていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 議案第4号と第5号の議案に反対の意見を申しさせていただきます。

15億とか7億という金額は、泉南市でもこれだけ大きな事業をやったことがないに匹敵する大きな金額でございます。どれだけ特殊性があるのかも議論の中ではもうひとつはっきり具体性がなかったことは大変残念でありますし、こういう中で市民にも、また私自身も理解ができないわけがあります。これだけかかるものであれば、もっと別な方法がなかったのかということも指摘せざるを得ません。全体的に言えば、このような下水道事業に関連した事業が、現在の財政事情を考えると少し工夫があっというのではないかなと思います。どうしてもかかるということが仕方ないものであれば、それだけ親切な説明をするべきだと私は思います。そういう意見を付して、反対をさせていただきますので、よろしく願います。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号から議案第5号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第26、議案第6号 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第27、議案第7号 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第6号、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第7号、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成7年3月に公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における公費負担の限度額が改正になりましたが、本市におきましても公費負担の限度額を国の限度額を基準に決めているため、今回の国の基準額の改正に合わせて本市における条例の限度額を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、まず議案第6号の選挙運動用自動車の使用につきましては、31ページにございますが、タクシーの借り上げにつきましては、日額「51,500円」を「57,800円」に、レンタカーにつきましては、自動車の日額が「13,390円」から「15,000円」に、運転手の日額を「10,000円」から「11,200円」に改正するものでございます。

次に、議案第7号の選挙運動用ポスターの作成につきましては、35ページにございますように、ポスター作成の1枚当たりの作成単価につきまして「462円88銭」を「489円50銭」に、固定額のいわゆる企画料でございますが、これを「257,500円」から「272,435円」に改正するものでございます。

これらの条例の施行は、公布の日からとしておりまして、適用は条例施

行の日以降その期日を告示される選挙からとなっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号及び議案第7号については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第26、議案第8号 政治倫理の確立のための泉南市長の資産等の公開に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第8号、政治倫理の確立のための泉南市長の資産等の公開に関する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本条例は政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号）の規定により、市長の資産等の公開について、同法に準じて必要な措置を講ずる必要があるため提案するものでございます。

内容につきましては、議案書の39ページから42ページに記載しておりますとおり、第1条に法の目的、第2条に資産等報告書の作成、第3条に資産等補充報告書の作成、第4条に所得等報告書の作成、第5条に関連会社等報告書の作成について、また第6条には保存及び閲覧について定めております。

作成期間は、資産等報告書が条例公布の日より100日以内、資産等補充報告書と所得報告書が4月1日から4月30日の間、関連会社等の報告書が4月2日から4月30日の間となっております。

以上、甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——小山君。

8番（小山広明君） これは説明にもありましたように、国の法律に基づいてこの12月末までに市長についてはこのような条例を制定をしなければならないという、こういうことで出されたと理解しておるんですが、国が出したある意味のモデルみたいなものと今回出されたものと、何か変わったことがあるのかどうか。

そこをまず1点お聞きしたいのと、かなりほかの市町村もこういう倫理条例を既につくっておるところがありますが、泉南市は今やるわけですから、そういう先進地の条例なんかをどの程度参考にされて、これは藤井一成さんという自治省行政課の方がこのことに自治省見解というのをを出しておられるんですが、これは準則ではないので異なる条例を定めることも可能であります、というような見解を出していらっしゃる。もう少し地域の実情に合って、もっと高いレベルのものにしてもいいよというようなことだと思うんですが、そういう自治省見解なども読んで、しょっちゅう改正するというのもあれですから、このことで法の目的が十分達せられる内容になっておるのかどうかということですね。そこをちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、国の自治省がつくりました資産公開条例という表現を使わさせていただきますけども、その例と比較してどのようなものかということでございますけども、この件につきましては、国会議員並びに大阪府知事等の資産公開という形で進んできております。そういう意味からも、今回御提案させていただいてます条例につきましては、基本的には同じでございます。ただ、第1条の趣旨の目的を泉南市なりにわかりやすく表現したと

か、もう少し条例を分割してわかりやすくした、このような形の手法は若干とらしていただいております。

それと、他市に比べてというふうなこともございますけれども、現時点で本市におきましては、市長の倫理にかかわるようなことで特段の配慮するようなこととか、そういうふうな状況というのが今回見当たりません。ですから、我々といたしましてもこの国の条例例ということについて、基本的に同じような形で提案さしていただいと、このような理由でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） これを読んでみまして、例えば市長が作成しなければならないとあるんですが、作成したものは一体どこにどうあるのかというのはわかりませんね、これ。作成したものがちゃんと基準どおりというんですか、そういう法令上どおりになっとるか。審査機関というのが全く触れられておりませんね。

そういうような、市民がこれを活用するわけですね、実際的には。どこにこの書類があるのかですね。市民が疑義を感じたときに、ちょっと審査してくださいというのが当然あるのが当たり前で、ほかの先進地は全部それがあるでしょう、審査機関というのが。有識者によってそういう委員会が持たれて、何か疑義があればそこに調査をしてもらう。そういうような、これが実際運用するのにどういうふうに市民が使えるのかというのは全然わからないんですが、そういう内容というのは中に入っとるのかどうかですね。

それから、ほかでは市長だけではなしに、いわゆる特別職である助役とか教育長とかというのも先進地では入っておりますね。それから、もちろん議員も入っとるところがあるんですが、議員の場合には、行政が出すから議員のも出したいんだけど、どうだろうかという相談をしていただいて、できるならば一緒に議員も市長も出せばいいんじゃないかなと思うんですが、そういうようなことは考えられたのかどうか。その辺ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） まず、第1点の質問でございますけども、市長の資産報告を作成したものはどのような形でという御質問かと思いま

す。この条例の中には、流れるには明確には書いておりませんが、市長が私人としてこの報告書を作成すると。そして、今度は公人として、泉南市長としてそれを受け取って、それを閲覧していくと、こういう形で我々解釈しております。

次に、審査機関の件でございますけれども、こういう形をとっておりますのは、大阪府下で見えていきますと、東大阪市さん、それから堺市さん、この2市さんが現在そういうふうな形で制度というんですか、設けておるように聞いております。

本市においてはどのようなことかということでございますけれども、この辺の設置すべき理由というんですか、その辺を考えたときに、先ほどもお話しさせていただきましたけど、ほかの市に比べて特段に本市が設けなければならないという理由が見当たらないこと。それから、この報告書自身ももし間違いがあればとか、虚偽の申請というんですか、そのようなことというのが考えられるかもわからないんですけれども、その辺につきましては、これは本来みずからが自主的にこういうことを報告するという趣旨の条例でございます。ですから、申請する我々としては、そういうふうな虚偽のものは全くないんだという解釈のもとで、このようなことを、こういう調査会とか委員会とかこの辺のことを検討していないということが事実でございます。

それから、もう1点の特別職の三役というんですか、そちらの方にもというふうなことではございます。現に他市の状況で見えていきますと、八尾市さんですか、大阪府下では三役が報告書の対象になっているというふうに聞いております。

特にこの条例の中で定めることは、可能ということは可能なんでございますけれども、今回は市長が本人に限ってとりあえず申請さしていただいた、提案さしていただいていると。これから拡大については可能ではありませんけれども、ただ、プライバシー保護の観点とかそういう面で、もう少し検討を加える必要があるのではなかろうかというふうに考えております。ですから、当面は法律上で規定されている市長という形で御提案をさしていただいたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

〔小山広明君「僕は議会に相談しなかったから言っただけやから

な」と呼ぶ]

議長（島原正嗣君） 議会のことを行政に聞く必要はないし、そういうことは、議会でもた全体の中で資産公開するかどうかということは別の次元の問題ですから、市長に聞いたってわかれへんです、こんなもんは。小山君。

8番（小山広明君） 出すに当たって議会の方に御相談をしたのかということ聞いたつもりなんですが——したかせんかだけで結構ですよ。

自主的にするというじゃないでしょう、これは。条例をつくるわけで、しなければならぬわけでしょう。そうすると、当然虚偽の報告をすることは可能性としてあるわけです。あった場合に手の打ちようがないわけですね。市民が見て、何か疑義があったときに、どこにどう審査してもらうのかわからぬわけでしょう。ほかの方は全部審査機関があるわけですよ。大阪府下だけ言われましたけども、ほとんど今までやられるところは、審査機関のないところはないですよ、これ。堺市から始まってずっと資料を持っとるんですけどね。

それは、せっかくこういうもんをつくるわけですから、やっぱり審査機関をちゃんと設けるべきだ。あなたの言うように、自主的にやってもらうからうそはつくはずがないと。そんなんだったら今もこういうものをつくる必要は全然ないわけですから、その辺はちょっと答弁に納得しないですね。

それと、保管するのは私人の市長さんが公の市長に届け出るということは、それはわかりますけども、じゃ公の市長が受け取った場合には、これは選挙管理委員会に常にあるわけですか。どこにあるんですか。市長の秘書室にあるんですか。どこにあるんですか、この問題は。この辺をちゃんとやって、一々市長に言わんでもそこの機関へ行ったら出してくれるわけでしょう。それはどこへ置くわけですか、この書類は。

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） 私の方からは、事務局というんですか、閲覧の窓口ということで理解さしていただければいいかと思うんですけども、これにつきましては、市長の定めるところということで、現在の条例規則の中に入れております。

ただ、我々検討しておりますのは、この事務を現在秘書課でやっております。ただ、どういう場所が市民の方にとって見やすい場所であり、そう

いう事務が滞りなくできるのかということは、現在調整しております。この公表する時期は100日からあとまだ60日をプラスした日でございますので、その日までにより見やすい場所で御提供したいというふうに考えております。報告書自身の提出は秘書課でやりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、この条例の制定について議会の方へ話があったかという件についてお答えさしていただきたいと思ひます。

その件につきましては、市長の方で政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づきまして、泉南市長の資産等の公開条例を制定するというを前議長に報告はいたしてあります。一応報告ということで、議会の代表の議長に報告をいたしてあります。

〔小山広明君「審査機関を置かな納得できへんけどな。ずっと置かへんの。絶対置かなあかんで、これは」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） ただいの審査機関でございますけども、これは私先ほどお答えさしていただきました理由により今回提案さしていただいておりますので、お答えが重複して申しわけございませんが、先ほどと同じ意見でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 最後にしときますけどね、自主的に書いてもらうもんだから虚偽の申請がないはずだというのも、答弁間違ってますよ。自主的じゃないでしょう、これ。罰則規定こそないけども、100日以内に作成しないといかんわけでしょう。そしたら自主的な問題とは違いますよ、これ。出しても出さんでもいいというような問題と違いますよ。この条例に基づいて出さないかんわけですから。出されたら、そら人間のことやから間違っって出ず場合もありますわね。それを市民が見に行っておかしいなと思ったときに、審査、第三者、公平な立場の人が見てもらうということがなかったら、トラブル起きますよ、これは。その他、これはやっぱり市民が見るためにつくるわけやからね、当然そこに疑義が生じた場合には、ちゃんとそれを処理する機関を置いとくというのは当たり前で、ほかの自治体がやってるのも全部入ってますよ、それは。

だから今回出した条例は、そういう点では僕は不備だと思いますよ。出すのにそういうことの審査機関が全然ない。それはやっぱり他市でもうつくったところがあるわけやから、そこらに聞いて、つくる方が別に後退しとるわけじゃないんですから、その点は後からつくる泉南市は先進地の例に倣ってもっと充実したものをやるというのが、やはり議会に対するまじめな提案の仕方だと私は思います。そういう意見だけ申し上げときます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———和気君。

2 2 番（和気 豊君） 提案理由をお述べいただいたんですが、ここに書かれていることをそのままお読みになっただけと、こういうように思うんですが、これが国レベルで準則ではありませんけれども、1つのモデルが出されて、全国的にことしの末まで、12月の末までに制定を図るように、こういうふうな通知もなされて出てきたと。この辺の背景といいますか、そういうものを提案理由の中で言ってるだけやということであればそれでいいんですが、背景みたいなものがあったはずなんですね、国がここまで踏み切った。それはどのようにお考えなのでしょうか。

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） 制定されたときは、平成5年1月1日から施行されております。ですから、それ以前の状態の中で国会においてその当時の、私も定かには覚えておりませんが、リクルートの事件とかそういう国会議員に伴う倫理が相当な形でいろんな問題が発生したというふうに聞いております。それで国会議員の中から出てきた、議員立法でできてきた法律だというふうに解釈しております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 私もそのように思うんですね。上は国会議員から地方——仙台市なんかでも大きな、駅前整備に絡んで知事、市長が逮捕されると、こういうふうな事件もありました。そういうことが今後あってはならない、政治に対する不信感を具体的に取り除こう、市民の1つは情報公開と、こういう声ですね。抑えがたい声に高まってきている。こういうことにこたえて国はこういう制度化に踏み切ったんだろうと、こういうふうに思うんです。

言われるとおりにというふうに思うんですが、さすれば、これは当市に

なくても、そういう全国的な背景、いつ当市でも起こるやもしれない。そういう問題を含めて今後のあり方、政治家としての倫理のあり方をここで明らかにしていく、市民の前に公開の原則も含めて明らかにしていくと、こういうことがこの条例の制定の趣旨であろうと、こういうふうと思うんですが、そういうことであれば、当然この中身で、私は確かに議案第8号の施行規則を読ましてもらってますけれども、先ほど論議になっておりますように、やはり今後そういう疑義を起こしてはならないと、そういう前提、背景からこういうものが出てきているわけですから、そしてみずからを律するというだけではなくて、一定の規制をこの法でかぶせようと、こういうことですから、虚偽の申請があった場合には、これを第三者機関が明らかにしていく。そのためには、5年間この書類を保存する。そういう第三者機関も、審査機関も必要だろう。138条の4項に規定されている、地方自治法を受けたそういうものが必要だろうと、こういうふう思うんですが、これはどうしても必要だと。

これに余りこだわられますと、全国的な風潮、大阪府下でも制定されているところでは、ほとんどこの審査会が設けられているわけです。第三者機関が設けられているわけですね。報告する側、これを閲覧する側、この間に入って第三者的にこれを処理する、こういう機関がむしろあった方が、事はスムーズにいくのではないですか。5年間保存せなあかんわけですよ。いつでも閲覧に供することができる、こういうふうになっているわけですよ。そうでしょう。どうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） ただいまの和気議員の御質問でございますけれども、その審査機関につきましては、私、調査している中では、大阪府下では東大阪市さん、堺市さんという形で聞き及んでおります。東大阪市さんの方にも、その当時からいろいろ市長の関係の問題とかいろいろなことがあったようなことを聞いております。堺市も市民がいろんな形でそういうふうな倫理に関して問題を持って、いろいろ提案していったというふうな経過を聞いております。

そのような中で、先ほど私もお答えさせていただきましたとおり、泉南市において泉南市長に係る政治倫理という面で特段に配慮するというんですか、その辺のところが見当たらないと。そういうふうな意味で、国の条

例例というふうな形で基本的なそれをもとにして提案させていただいているということでございます。ですから、そのおっしゃっている審査の関係の機関なんですけども、これも今回の場合は、何というんですか、提案の1つに入れてないということでございますので、その辺で御理解いただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） これはやはり公開の原則と、それから報告者ですね。この場合は市長だけなんですけれども、そういう間に立つ第三者機関、これを何か他市のそういうやっているとところが少ないという、その他市のそういう状況を——別にこれ、いいことじゃないですか。何でここにこだわられるのかですね。報告する、それを一定チェックする、そして保管処理をして閲覧に供すると。それをスムーズにやるための機関ということで、自治法でも明確になっている機関でありますから、なぜこだわられるのか、もう1つ合点がいきません。

それはもう一回お答えいただきたいと思うんですが、もう1つ、背景の中でも言われましたけれども、企業、団体からの献金等で世情が非常に紛糾した。政治家のモラルの問題、あり方が問題になってきた。こういうことで、他市では——事件があったところではありますけれど、こういう企業、団体の献金を政治倫理の基準として、基準の第一に明確に位置づけてこれを条例で規制をしていると、こういうところもあるわけです。それから、さらにもてなし、供給なんかについても報告の義務をうたっていると。

そして、今例えばお隣の田尻でも論議されているのは、このもてなし、供給の基準額を一体幾らにするか。これはもういいことやということで、向こうは議員も含めてですけども、いいことだということで、これはやっぱり政治倫理基準の中にもてなし、供給を入れていこう、この額を一体いかにするか、こういうことも向こうは継続審議でいい条例をつくろうということで、非常に皆さん衆知を集めて努力されているようでありますが、そういうことが論議の中心になっている。

これは、まさに全国的な風潮と——風潮というか、いい意味での政治倫理条例、今の国の、あるいは地方の、そういう政治家のモラルをきっちりともみずから律する、あるいは住民が規制をしていく、こういう立場でのものを十分煮詰めてつくっていこう、こういうことでやっているわけですが、

その点が1つは入っていないように思うんですが、何かその点について特別にあったのかどうか。国の基準や国の基準や言うけども、国がこれをもととつくろうとした発端は、そこに背景がある。あなた、冒頭言われたでしょう。そういうことがなぜうたわれていないのか

この企業、団体献金の禁止については、市長も後援会ですか、清樟会ですか、それも受け取らないように——いや、そこに入ることですね。そのことについては脱会等の話をしていると、こういうふうに言われているわけですが、その辺との兼ね合いでこの中に当然そういうことであればうたと。うたっても不思議ではないのではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員の方から、審査機関でございますね、それとその他さまざまなプラスアルファ的な倫理を確立する手法についていろいろお示しがあったわけでございますけども、先ほどから課長も答弁いたしておりますように、もともとこの法律、国会でさまざまな問題がありましたときに、それを背景としてできたわけでございまして、それを各市町村長まで法律の中で規定をされておるわけでございます。

ただ、今泉南市独自に状況を見渡しますときに、それなりにさらに国の一定の条例案よりも厳しく緊急にやらなければならないものがあるかと申しますと、それほどプラスアルファ的なもの、あるいは審査機関といったものは、現時点では必要ではないのではないかとということで、現時点におきましては、とりあえず国の1つの基準に沿った形で今回提案をさせていただいているということでございます。

倫理確立のための第一歩の条例提案ということでございますので、今後さまざまな議論を経ながら、一定必要な場合には、そのときにまた検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御了解をいただきたいと思っております。

〔和気 豊君「もう1点だけ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 市長ね、1つは今年末までにこれとの兼ね合いでこれを設けないかと。これは鋭意努力していくと、この条例をつくるためにね。同時に、ああいう入札絡みの論議の中で、いわゆる団体の脱会を努

力してやっていくと、こういうふうにあの論議の中で明確に御答弁いただいているわけですが、そのこととこの企業、団体からの献金を倫理基準の中に明確にうたう、こういうこと、そのことについて市長から一言御説明をいただきたい。まだ日にちがありますから、まだ先のことやから。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の私といいますか、市長という立場の人の倫理に関する条例で、資産公開あるいは所得公開というのが今回の条例でございます。もう1つ言われてました後援会等については、これは政治資金規制法の分野でございまして、そちらの方で一定の歯どめがかかっているわけでございます。したがって、それはそれで当然遵守をしていくということでございます。

それから、この前の議会の関係でございますが、企業全般を私は否定をしているわけではございませんで、前にも申し上げましたように、一般的に言われているゼネコンというんですかね、そういうものについて年内に整理をしたいと、こういうことを申し上げたわけございまして、今やっております。もう大体めどがついておりますから、そういう形で今やっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 今回の条例は、政治倫理の確立ということの資産的な根拠を提示するということだと思うんですけれども、例えば国会の政治倫理綱領の中に、政治不信を招く公私混交を断ち、清廉を持し、かりそめにも国民の非難を受けないような政治腐敗の根絶と政治倫理の根絶に努めなければならないとかという形で、政治倫理綱領とか行為規範があるわけですが、このような価値で政治倫理の確立——これは第1条に「その資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立を期し」というふうに記述されているわけですが、例えばそういう形での政治倫理を画するための条例云々ということについては、どのようにお考えでしょうか。

地方公務員法をこの間も引用させていただきましたけれども、30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」云々ということが記載されてます。特別職について、その辺はどのようにお

考えなのかということをお聞かせ願いたいということが1つ。

もう1点は、小山議員が特別職として収入役、助役についてはどうかということで、原課課長はちょっとあいまいな形で答弁されたので、ちょっと明確にお聞きしたいんですけれども、世に政治家といいますと、一応選挙で選出されてくると。議会承認以前に、一般的な市民並びに国民の選挙を受けて通過してくる。そういうことを日本では通常、政治家というふうに言われるのではないかと思うんです。だから、政治倫理というのに抵触してくるのは、基本的に首長、国会議員、地方議会議員、そういう形になるのではないか。そういう意味で、助役、収入役の資産公開ということは、そういった意味でそういう枠組みに入ってこないのではないかと私は思うんですけれども、先ほどの答弁では、今後考える、検討するみたいな枠もやがあったと思うんですけれども、その辺の見解をお示し願いたい。

以上2点、お願いいたします。

議長（島原正嗣君） 梶本秘書課長。

市長公室秘書課長（梶本敏秀君） ただいまの御質問でございますけれども、政治倫理綱領のような形でこの文をもう少し考えたらというふうな御提案でございますけれども、今回の場合は、何というんですか、政治倫理に基づく中の1つとしまして、そういうふうな資産の流れ、市長の資産がどのようになっているのか、どのように変わるのかという資産面でとらえて上程さしていただいている理由でございます。ですから、政治倫理の確立という話になりますと、こういう面だけではなしに、もっといろんな面での対応が必要かと思うんですけれども、今回の場合は、国の方で定められたそういうふうな法で、資産について検討という話でございましたので、こういう形で提案さしていただいているということでございます。ですから、これのみで政治倫理がすべて確立できるというものではないかとは思いますが、今回の趣旨はその辺にあるということを御理解いただきたいと思えます。

それから、もう1点の公選により選ばれた方々を対象にするのか、それとも三役ですね、この辺のところまでいくのはおかしいのではないかとというふうなことなんでございますけれども、この辺の意味についてはいろいろございまして、当然そういう政治倫理という形になりますと、どう言うたらいいんですかね、いろんな面で不正があるかないか、倫理が確立され

ているか、市の、何というんですか、政治自身について全体で考えたときに、そういうふうな三役まで入ってくるという1つの考え方もあろうかなというふうに思います。

それと、今北出議員御指摘のとおり、公選で選ばれた方のみで対応するというのも、これも1つの考え方ではないのかなというふうに思います。この辺のところは、実は私もはっきりしておりませず、これは地方課の見解の中で、やはりこれは市町村で考えるべきだろうというふうなことを聞いておりますので、先ほども今もそうなんですけども、ちょっとその辺の見解については、何というんですか、明確な答弁ではないことを御容赦願いたいと思います。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 後半は検討していただくと。前半の質問、ちょっと私の質問と違った形の答弁だと思いますので、これはあくまで政治倫理の確立のための資産等の公開に関する条例であって、この点の中に触れようというふうなことは全く申しておりませんので、できたら市長に、今後そういうことをやっていく御意志はありますか、お答え願いたい。それで質問にしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 政治倫理といいますか、倫理の問題につきましては、いろんなとらえ方があろうかというふうに思います。北出議員今おっしゃったような考え方もあろうかというふうには思います。ただ、それは政治家といいますか、全体として見た場合のいろんな角度の切り口の問題もあろうかというふうに思いますので、トータルとしてどうとらえるかというのは、大変難しいというふうに思いますけれども、さっき言われた内容については、理解できるところだというふうに思います。

ただ、今回はそのうちの要するに特にお金というんですか、資産等にまつわる部分が今まで非常に不明朗であった部分もあったという歴史的な経過もございますし、またそれをきっちりと明らかにするということがまず第一歩だという考え方のもとに、今回はそういう資産ということに限っての条例制定という、これは法律でも義務づけられたわけでございますので、そのあたりをまずきっちりしたいというふうに考えております。それ以外

に御指摘いただいた点については、トータルとして考えていく必要があるというふうに思っております。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 賛成の立場で意見を申させていたいただきたいと思うんですが、議案第8号でございます。

資産公開の第一歩としては1つ評価するわけではありますが、先ほども質疑の中で述べさせていただきましたけれども、やはり審査機関は、こういう制度には絶対必要ではないかなと思います。普通の人間が大きな権力の座につけば、だれでもが間違いを起こすというのは、私は普遍的な1つの真理だろうと思います。

そういう意味で、きちっとそういうものが公開されるという制度の中で、人間の間違いをより正していくというのが、私はこの趣旨だろうと思います。私は間違いを起こさないんだからそういうものも要らないというのは、少し人間を買いかぶっておるのではないかなと思います。

そういう点で、やはり審査機関をきちっと置いて、市民がいつでも権力ある市長及び、できますれば三役などの資産をチェックする形で、この社会がより悪い方向にいかないようにしていくということで、私は審査機関をぜひ置いたものをつくるべきだと思いますが、今回提案されたものにはありませんけれども、速やかにそのような検討をしていただきたい。そのことを強く要望して、賛成の討論にさせていただきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案どおり可とすることに決しました。

午後3時50分まで休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時53分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第29、議案第9号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第9号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

本年6月1日に泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例が制定されました。同条例第8条の規定に基づきまして、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会規則が本年11月10日に施行され、また同和対策運営審議会が廃止されました。これに伴いまして、同和対策運営審議会の委員の方の報酬にかえて、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会の委員の方の報酬を規定いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——林君。

23番（林 治君） それでは、ちょっと質問をさせていただきます。

今、助役の方から3月の議会で制定された、以下条例と言いますが、この条例の規定に基づいてこの規則をつくったということですが、どのような規則をつくられたのか、まずそのことを抜きにして、ただ11月の10日につくったということだけで、これは余りにも説明不足ではないのかというふうに思うんですよ。質問する以前の問題だと思うんですがね。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） この規則につきましては、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例第8条第2項の規定に

基づきまして審議会の運営に関する事項を定めたものでございまして、第10条までとなっております。中身といたしましては、職務といたしまして、第2条で、市長の諮問に応じて……（林 治君「議長、説明中ですけどね、あるんなら出したらどうですか」と呼ぶ）

議長（島原正嗣君） ちょっと資料を配らせます。

〔資料配付〕

23番（林 治君） これをこうやって先いただければ、この中身で聞いていけば簡単に済む話なんです。

これは見ればわかるものもありますし、見てもわからないものもありますので、まずこの第3条の35名という構成ですが、これは(1)、(2)、(3)、(4)というふうにありますね。これは構成人数を書いておらないんですね。これは初歩的なことなんで、少し書いておいていただきたいということが1つと、それから第8条ですね。「秘密の保持」というふうにはありますが、ここではいつも個人の秘密にかかわるようなことも論議をするのでしょうか。とりあえず、まず。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 第3条の審議会の組織についてお答えさせていただきます。

本審議会の組織といたしましては、先般の条例の制定検討委員会の構成を参考といたしまして、審議会規則第3条に定数は35人以内といたしまして、(1)市議会議員、(2)学識経験者、(3)の各種団体代表者、(4)の人権問題に関します経験を有する者のうちから委嘱することを定めてございまして、現在の同和対策審議会の議論も踏まえさせていただきまして、市議会議員につきましては7名、学識経験者については4名、各種団体代表者は19人、人権問題に関し経験を有する者を2名、都合33人程度を目安といたしまして、現在最終的な取りまとめに向けまして調整、検討を進めている段階でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、規則の第8条の秘密保持の件につきまして御答弁させていただきます。

本件につきましては、過日、前の同和対策審議会におきましても一定議

論をいただいたところでございます。本審議会は、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査、審議する機関として設置をいたしましたものでございます。

審議会そのものは、公開を原則とするものでありますが、あらゆる差別の解消を図る必要もありまして、重要事項の調査、審議に当たりましては、あらゆる差別の実態等につきまして、詳細な実態、現状に関する資料やデータをごらんいただける機会が考えられます。各審議会委員におかれましては、当然倫理としての個人の秘密につきましては、適正な対応がなされるものと考えておりますが、なおも遺漏なきを期するために、個人の秘密に限りましては秘密保持という条項を盛り込んだものでありますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 報酬条例の一部改正なんですけどね、どういう人たちにどういう目的をもって活動するところに報酬を支払うのかということになりますので、少し聞かしていただかなりません。

それで、(1)、(2)、(3)、(4)というので、議員の7人はわかります。それから学識経験者——学識経験者も4名というふうに限っておるのは、これは市内の方に限るのか、またどういう人を大体対象にするというのか。そういう意味で市内の人に限るのかということと、どういう人を対象にして学識経験者として出席いただくことになるのか、その人選の根拠ですね。

それから、各種団体代表者というのは、一般的に各種団体というふうな役所の方でいいますと、いわゆる市の補助金を出している団体というふうな聞こえるんですが、そういうものであるのかどうかを含めてお答えをいただきたい。

それから、4番目の人権問題に関し経験を有する者ですが、人権問題に関して経験があるかないかということについての判断という問題もあると思うんですが、これをどういうことが基準で指名されるのかですね。これは恐らく市長の任命というんですか、ということになると思うんですが、市長からの任命、委嘱ですね。そういう点でお尋ねをしておきたい。

それから、忘れてはいかんののでついでに聞いておきますが、この審議会の庶務は市長公室人権啓発室で行うというふうになりますが、ここでさきの条例の方でも、これまでの同和対策審議会委員を今度の審議会委員に改

めるというふうにありますから、そして先ほど助役の方からも説明がありましたように、さきの同和対策審議会を廃止するということですから、じゃ行政側にある今の同対部ですね、これは審議会を廃止して同対部はそのまま置いとくのかですね。行政側の対応は一体どうなるのか、これもあわせてお尋ねをしておきたいというように思います。

とりあえずそれだけです。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 審議会規則のうちの学識経験者並びに各種団体代表、そして人権問題に関し経験を有する者について御答弁させていただきます。

学識経験者でございますが、本審議会は部落差別を初めあらゆる差別の撤廃を図る上での重要事項の調査審議を行う機関でございますので、学識経験者は部落問題、障害者問題、女性問題、在日外国人問題に精通され、専門的立場から総合的に御助言いただける方ということで、特段市内に——市内が一番望ましいわけでございますけども、それに限定せず場合によったら考えていくということでございます。

各種団体代表者でございますが、先般の条例制定検討委員会の構成を参考とさせていただきますして、1つは補助金の交付団体を前提といたしまして、4つの課題に関連が深い団体、そして各界各層の意見が全市的に聴取できる団体との観点から19団体を選定いたしまして、各種団体代表者の方々に委員をお願い申し上げたく考えてございます。

そして、人権問題に関し経験を有する者についてでございますが、経験を有する者とは、本市条例に明記いたしてございます4つの課題にかかわる当事者という理解、認識のもとに取り組みを進めてまいりましたが、障害者問題や女性問題の当事者につきましては、各種団体代表者との重なりもございますし、在日外国人問題の当事者につきましては、相当数の国籍の方々が生住されている現状がございますので、今後の検討課題としたいと考えてございます。

それと、組織のあり方でございますが、時限立法が来年の末ですか、というふうな1つの状況がございます。それと今回の人権擁護条例という形がございますので、いつまでもという形ではないわけでございますが、この時限立法の期限切れをめどに1つの組織的なもの、あり方について検討

をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと答弁漏れがあるんです。最後の4番目について、障害者と女性については各種団体の方であると。それから、外国人については外国人の方がいろんな国からたくさん来られているという話がありました。じゃ、あとこの人権問題に関し経験を有する者というのは、一体どういう団体ということになるのか、どういうことなのか、そのことをちゃんと報告していただかないといかんと思うんですよ。

〔林 治君「それともう1つ、同和対策室の組織上の問題ね」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 吉野人権啓発室長。

市長公室人権啓発室長（吉野木男君） 第4項目の人権問題に関し経験を有する者、どういう団体なのかという御質問につきましてお答えさせていただきます。

経験を有する者ということの解釈につきましては、先ほど公室長の方が申し上げたとおりでありまして、並びに過日の同和対策運営審議会の議論を踏まえさせていただきまして、障害者、女性問題あるいは外国人の当事者の参画につきましては、今後の課題として検討いたしたいと。したがって、現段階で考えております人権問題に関し経験を有する者ということにつきましては、部落解放同盟大阪府連鳴滝支部、同和事業促進鳴滝地区協議会、以上2団体でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔林 治君「議長、まだ答弁漏れが1つあるんですけどね。同対室をどないするか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それは、97年の3月の時点で同対室については考える、こういうことですか。そういうことですか。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度、組織について私の方からお答えいたしたいと思っております。

ただいま公室長の方からも答弁いたしましたとおり、今回の審議会の事務局は、この審議会の4つの柱の内容というのは、まず部落差別問題、そ

して障害者問題、そして女性問題、在日外国人問題と、この大きく4つの柱の問題が包含されております。そういう関係上につきまして、総合的な人権問題ということもありまして、今私どもで設置しております人権啓発室の方へこの審議会の事務局を持っていった次第でございます。

そしてもう1点、今の同対部のかかわり合いでございますが、若干公室長の方からも御答弁申し上げましたとおり、地対財特法、今の国の法律が平成9年3月31日をもって今のところ法律が切れるということになっております。そういうこともありまして、その時点をもちまして今の同対部の組織の関係を一応見直したいと、かように思っているところであります。ひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 大体、内容が少しわかってきたところですが、人権問題に関し経験を有する者というのについては、市内にはまだほかにも部落問題で取り組んでいる団体もあるわけですし、このことについては市長自身も御存じのはずなんです、なぜ加えることをしないのか、そのことを1つお尋ねをいたします。

それから、私はこうして条例ができて規則をつくる段階で、しかもその審議会の庶務を人権啓発室において行うというふうにする段階で、都合のええときだけ国の法律のことを使うんですけども、この段階でそういったことも含めて今後やっていこうということですから、同対審議会も廃止したわけですから、本来ここで市の行政上の組織もこの時点で改めるべきではないかなと。なぜいつまでそこで同対室だけ置いておくんかなというようなことも思います。

それと、それでは97年3月でそういう同対室についての組織についても検討するということでしたら、地区指定もその際に変えるんですか。ちょっとそれもあわせてお尋ねしておきます。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度、組織の件につきましてお答えいたしたいと思えます。

先ほども答弁いたしましたとおり、地対財特法は平成9年3月末という形で今のところ切れる予定になっております。しかしながら、本市におきましても生活改善にかかわる住宅問題、そして道路問題は若干もう完成を

しているところでありますが、そういう住宅問題等がまだ残事業として残っております関係上もありまして、当然来年1年は必要という形の件を考えております。

しかし、同和対策部を廃止するんじゃないしに、方策としては、これはまだ確定じゃないんですけども、今の人権啓発室を部昇格というんですか、そういう形に持って行って、その中へ今の同対部を同対室か同対の課というんですか、そういう形の方策を今のところ考えているところでありますので、御指摘のありました同和対策事業を行う目安となる地域線引きというんですか、そういう形の方は、まだ同和対策の施策として行っていく必要がありますので、地区の線引きというんですか、そういう件については、今のところ廃止する考えは持っておりません。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目につきましては、この構成メンバーを選定するときに、前にありました同対審等にもお諮りをし、いろいろ御意見を賜って一応固めたものでございまして、現在のところ先ほど申し上げましたように、市議会代表7名、これは決定いただいております、あと学識4名、それから各種団体19名、人権問題に関し経験を有する者2名ということで、2名の内容は、先ほど室長の方からお答えしたとおりでございまして、それ以外は現在考えておらないところでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） なぜ入れないのか、もうちょっときちっと理由を言うてください。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そのおっしゃっているのは、どういう団体なんですか、教えていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 市長自身にも面会を求めて話し合いをしている団体なんです。部落問題についての正しい解決を目指す泉南市民の会です。ちゃんと文書でもって出してやっていますよ。首ひねったって、市長自身会うてるんですから。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今おっしゃった団体のことを言われているわけですか。

〔林 治君「まずね」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） （続）そこは何か事務所は、教職員組合になっていたというふうに思います。そういう団体は、入れる気持ちは現在ございません。

議長（島原正嗣君） 林君。

2 3 番（林 治君） そういう特定の団体だけで、特に市長が自分の進める行政の賛同者だけで構成していくということは、広く市民の声を聞くという点を含めて、それは公正な組織でもないし、民主的な論議もできない。だから、その点は少し反省していただかないといけないし、私はぜひとも入れて、広く思うところを論議をしていただくというふうにするべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

2 3 番（林 治君） 市長がそういうふうに一方的におっしゃる点については、私何も引き下がるものではありませんが、そういう不当な態度については、私は許しがたいなというふうに思います。いわゆる平行線の論議は議長に御迷惑をかけるので、いつまでもやろうとは思いませんが、そういう点ではこの審議会が本当に部落差別をなくしていくというためのものにならない。既にこの本条例を審議するときにも、検討委員会の中でも、障害者の方からも出されましたけれども、この4つの問題を論議する条例の内部で既に差別があるということを言われました。全く私はそのとおりだというふうに思いますし、そういう点はひとつ市当局自身が反省を持っていたいただきたいなというふうに思います。

最後に一言だけ。こういう規則なんか、議会の側になぜ事前に出していただけなかったのかという点だけちょっと不満に思ってます。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 事務サイドとして、まことに不適切で申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——林君。

23番(林 治君) 議案第9号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党市会議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会の設置に伴ったものでありまして、去る3月の本条例の制定時の中でも、そしてまた今も、若干ではありましたが、明らかにいたしましたように、真の部落の解放のためでなく、部落差別を半ば永続的に固定化、温存を図るために、またその審議会の構成自身が市民を代表する民主的な機関としての構成をも保証されていないことでありますので、よって私は、このような審議会を市の報酬及び費用弁償条例に加えることによって市民的権利を与えることに反対するものであります。

議長(島原正嗣君) ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(島原正嗣君) 起立多数であります。よって議案第9号は、原案とおり可とすることに決しました。

次に、日程第30、議案第10号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(島原正嗣君) 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役(福田昌弘君) ただいま上程されました議案第10号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、精神保健法——昭和25年法律第123号でございますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律として改正され、平成7年7月1日より施行されたことに伴いまして、泉南市市税

賦課徴収条例の規定中、同法の規定を引用する部分について所要の改正をする必要から、本条例を提案するものでございます。

具体的には、身体障害者に対する軽自動車税の減免の手続の改正でございまして、条例第82条第2項の中で、従前は減免の手続といたしまして、精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及び精神障害の程度が国民年金法施行令別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類——患者票等でございますが——が必要でありましたが、法改正によりまして精神障害者福祉手帳が交付されることとなりまして、これを提示することで足るように手続の簡素化が図られたところでございます。これに伴います改正を行うものでございます。

なお、精神障害者福祉手帳の交付の受け付け開始が平成7年10月1日からということになっておりますところから、この条例は、平成8年4月1日より施行ということにしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——小山君。

8番（小山広明君） 字句の訂正だけという説明でしたが、この字句の訂正というよりも、精神障害者という表現が精神保健及び精神障害者福祉というようになりかなり内容的にも精神障害者に対する行政の対応が、スタンスが変わったと私は伺っておるんですが、そういうことじゃないんですか。単に名前を変えたというんじゃないに、精神障害者の位置づけを保健とか福祉という字句を入れて、そしてこういう名前に変わったということではないんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律という形で改正された。その中身につきましては、確かにそういう位置づけ等の変更あるいはさまざまな福祉に関する部分の改正がございましたが、今回提案いたしておりますのは、その法の改正に伴います市税の賦課徴収条例の手続の改正ということで提示しておりますので、この条例について、福祉の中身についてどう変わったかというのは、特に関係はないというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、私先ほど読み上げさせていただいたように、精神保健法の中に精神障害者とか、今まで我々が言っておったそういう言い方が、いわゆる障害者という表現がなくなってといいますか、そういう位置づけがなくなって、保健とか福祉という面で精神障害者に対して行政としては対応しないといけないという、そういう内容を含んだらというように私伺っておるんですが、その辺が今までの精神障害者に対する行政の対応が、そういう人たちからの問題提起もあって変わった、そしてそういう法律の中身の呼び方も変わったというように伺っとるんですが、そういうことがあるけども、それはもう事前に議論しとって、今回はそれ以外のところの変更だという、そういう答弁なんですか。

もし事前にそういう精神保健法という中で、精神障害者に対する呼び方とか位置づけがもう既に前の改正されたときにこういうふうに議論しておるんであれば、私ちょっと不勉強であれなんですけど、そういうことの意味でいいんですか。私が言ったような問題は一応あったけども、それはもう事前に字句改正をやると。今回は税に関することだけの改正だから、という理解でいいのかですね。

議長（島原正嗣君） 赤井総務部参事。

総務部参事（赤井弘幸君） 失礼いたします。今回提案させていただいております条例改正のいわゆる目的等につきまして説明をさせていただきます。

精神保健法が精神保健及び精神障害者保健に関する法律ということで名称変更されました。その中で、この改正の中で精神障害者の方々に対しましては、新たに精神障害者保健福祉手帳の交付が実施されることになりました。この実施の目的につきましては、手帳を交付することによりまして、精神障害者の方々に対しまして各方面の御協力等によりまして各種のサービスが提供されることを促進し、精神に障害をっておられる方々の社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とさせていただきます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） これで終わりますけども、やはり手帳を出すようになったわけでしょう。これで写真をつけるかどうかでも、かなり当事者との議論があった問題ですわ。単に税がどうという問題じゃなしに、いわゆる

精神障害ですから今まで保健所の管轄だったんでしょう。それを福祉という大きなところで、それが1つの個性なんだということで、そして福祉の面に対応していこうということで、この呼び方も変わっていったるわけでしょう。だから、手帳の問題の交付もあるわけですね。上は障害の1級とか2級とかということで今まで対応しとったわけですね。だから、精神障害者も身体障害者とかそういう障害者と同じようなところで、福祉というものを行政はやっていかないかんというような中で来て、いわゆる手帳の問題が出てくるわけでしょう。

だから、法律がこういうふうになった、単に上の法律が変わったからこう変わりましたよ、じゃなしに、上の法律がなぜそう変わったのかという説明もこの本会議の中でやって、やっぱりやらしてもらわないと、やはり精神障害者に対する位置づけが変わったんですよ、これね。そういう親切的な説明をしてもらいたい。

特に、この精神障害者と日ごろ余り触れることのないような関係性ですから、理解がなかなか我々でもしにくいわけですね。福祉と保健とどう違うんやというところもなかなかわからない面があるので、その辺の変わったことの本当の趣旨はこうだよ、ということを説明していただく必要があるんじゃないですかと思うので、1回だけ答弁してください。それで終わっちゃうとあれですから。違ってないでしょう、僕の言い方。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今回、提案しましたのは、税の条例ということでその部分に比較的限定した形で簡単に説明を申し上げましたが、十分趣旨をわかるように提案理由をせよということでございますので、今後その点も注意いたしまして説明させていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案

どおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議案第11号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） 御説明に入ります前に、議案第11号については修正箇所がございます。また、後ほど説明いたします議案第15号につきましては、作成段階での部分的な欠落がございます。また、議案第11号につきましては正誤表、議案第15号につきましては差しかえにより御審議をお願いしているところがございます。お手元に資料を配付しているかと思えます。非常にわかりにくい状況でございますが、よろしく願いいたします。本議会におきまして御審議いただく議案として提出しております中で、このような誤り等が出てまいりましたことについて深くおわびを申し上げます。今後、このようなことが起きませぬように十分注意をしておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第11号、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

平成7年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その補正の内容でございますが、51ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ6億5,250万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ242億4,602万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

66ページをお開き願います。一般管理費の工事請負費720万円でございますが、これは泉南市土地開発公社が先行取得しております中央公園用地を一定期間駐車場として使用するための整地工事費用でございます。

次に、70ページをお開き願います。上段の国体費の需用費95万円及び委託料15万1,000円につきましては、サザンスタジアムの夜間照明

施設がことし12月から受電するために必要な経費でございます。また、工事請負費の1億7,000万円の減額につきましては、工事発注により生じた不用額でございます。

次に、71ページの戸籍住民基本台帳費の役務費20万円及び電算委託料132万3,000円でございますが、これは平成8年1月に雄信地区の住居表示実施に伴う経費でございます。

次に、75ページをお開き願います。仮称上村老人集会所建設事業費の工事請負費550万円でございますが、これは単独浄化槽から合併浄化槽に変更したことによる増額でございます。

次に、83ページをお開き願います。ため池改修事業費の負担金補助及び交付金1億388万円でございますが、これは府営土地改良事業、ため池整備が確定したことによるものでございます。

次に、85ページをお開き願います。道路新設改良費の測量設計委託料100万円及び工事請負費500万円につきましては、緑化基金の繰り入れによりポケットパークの整備を行うものでございます。また、府道樽井男里線新設に伴い分断された市道の機能回復を図る経費といたしまして、公有財産購入費等総計で1億8,479万6,000円を計上しております。なお、この経費につきましては、全額府の負担でございます。

87ページをお開き願います。上段の公共下水道費繰出金1,179万7,000円の減額でございますが、これは下水道事業特別会計の補正に伴うものでございます。

97ページをお開き願います。下段の返還金の償還金利子及び割引料6,444万1,000円でございますが、これは生活保護費負担金等、平成6年度国庫負担金及び国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

お手数でございますが、58ページにお戻り願います。第2表で継続費補正といたしまして、住宅改修事業をお願いいたしております。これは平成7年度の年割額を補助基本額に整合するよう変更するものでございます。なお、歳入の明細につきましては、53ページから54ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 審議の途中であります。できればこの11号議案を

きょうじゅうに終結しておきたいというふうに思いますので、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。———松本君。

20番（松本雪美君） 85ページの道路新設改良費の工事請負や公有財産購入費についての説明と、それから88ページの住宅改修事業費の工事請負費について説明をお願いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 答弁はできるだけ的確にしてください。池上道路課長。
事業部道路課長（池上安夫君） 議員御質問の点につきましてお答えいたします。

まず、工事請負費でございますけども、内容につきましては、信達樽井線の市役所の交差点の斜め向いの日本生命の裏側の土地でございますけども、信達樽井線の改良事業ができるまでの間の暫定でございますけども、街角広場としましていわゆるポケットパーク的な整備をしたいということでございます。

それから、公有財産購入費でございますけども、まず2線ございます。1線は府道泉南岩出線の建設に伴いまして、市道馬場幡代線が分断されます。それで、分断されるための機能の回復をするために、立体交差ということで市道がアンダーで下を潜ります。潜る構造で馬場幡代線の近接地に新設で地下道を建設して機能回復を図りたいということで、それに伴います新設道路の用地買収に伴う費用ということでございます。

それからもう1線、今度は同じ都市計画道路でございますけども、樽井男里線の新設に伴いまして交差いたしております市道谷村樽井線に信号を設置しなければならないということになっております。信号設置の条件といたしまして、現道が交差部分につきましては6メートル要ということになっておりますので、それに伴います、幅員の拡幅に伴います用地買収費ということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。答弁は簡潔にお願いします。

事業部建築課長（若野和敏君） 住宅費の増額について御説明申し上げます。

住宅費の増額につきましては、国庫補助金の増額によります増額をさしていただいております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 今、道路の分で説明していただいたんですけど、次のページの86ページのところにも交通安全対策費というのがあるんですけどね、今の道路新設改良費は、1つは信号を設置するなど、道路の整備が十分できていなかったということやら危険対策のために、歩行者を守るためにもつくられるというような、そのための用地の買収やと、今そういうふうなお答えだったんですけど、岡中で最近頭池からちょっと上の泉南生協までのところの部分がすごく細い、狭隘になってまして、特にそこが坂道にもなっていて、ことし1月から今日のまでの間にもう10回ぐらいの事故を起こしてるんですね。事故多発地帯ということで、随分厳しい、付近の住民にとっては、命と財産が守れないというような状況がもう起こってるんですよ。

実際には、家のブロックの塀にぶち当たられたりして、そこにあった電柱がへし折れたり、それからブロックの塀が2度も3度も同じところへぶち当たって壊れたりとか、そんな事故が起こってますので、そういう確認をしていただきたいと思って、原課の方にも現場を見てもらっています。そこを危険のないようにやろうと思えば、よく見通しされるような形で道路を改修せんといかんような状況とかいうのが出てくると思いますので、その点についてこれからぜひ危険対策、道路の交通安全対策として前に進めていただきたいと思いますので、その点について答えていただきたい。

それからもう1つは、今回の住宅建設にかかわっての予算ですけども、泉南市で現在こういう今回改修される住宅については、当然狭い部屋やとか、お風呂がないとか、そういうような状況を改善するということについては、当然最低生活、文化的な生活を保障するということでは、当たり前のことだと私たちも思っているんですけども、一般の住民にとっては、泉南市民にとっては、公営住宅がないということで随分高い住宅に入られる方がたくさんいらっしゃって、若い世帯の方たちは、一番安いマンションを借りても5万も6万すると。一丘団地なんかに入りたいと思って応募しても、10回行って10回とも落ちて入れなかったと。若い結婚したての世代の人にとっては、とても住宅難に陥ってるというのが現状です。

だから、当然こういう住宅を一方では改修されていくんですから、泉南

市でも市営住宅をどんどんつくっていただく方向としては、こういうマスタープランですね、計画をせっかくされてるんですから、このマスタープランに応じて一日でも早く公営住宅の建設ができるように前に進めていただきたいと思いますよ。一方では前畑住宅や宮本住宅に入っておられる方は、6年度の決算報告の中でも出た資料を見せていただくと、家賃の滞納額ですね。数年分でも何と37万円余りの滞納額が出てると聞いてます。1,050円の家賃やと聞いてますからね、過年度分も入れて58万円も滞納額があると聞きますから、これはちょっとどういうことかなと、私たちはちょっとクエスチョンマークを置かざるを得ないような結果が出てますので、この点について教えてください。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 松本議員御質問のうち、道路の件につきましてお答えいたします。

まず、御指摘の狭小箇所の交通安全対策の関係でございますけども、平成7年度に地元からも事故の多い、危ないところだということで再三御指摘もあった中で、我々の方といたしましても、現道での対応といたしまして、警察とも相談させていただいたんですけども、道路管理者側で受け持つ誘導標識ですね、それに準ずるような対策を講じております。内容につきましては、現場の方は本年度の事業で実施いたしておりますけども、「幅員狭小」とか、「スピード落とせ」とか、そういうドライバー向けの誘導をして交通安全を図るといふような措置の工事を平成7年度で完了しております。

これはある一定ソフト的な対応の仕方でございますけども、ハードになりますいわゆる狭小箇所の拡幅改修という点につきましては、いろいろ物件も張りついてるといふ状況の中で、今後その辺のことにつきましては、事業化に向けましても、先ほど言いましたようにいろんな点でいろいろ物件も張りついておるといふ状況の中で、今後検討をする必要があるのかなというふうに思っております。とりあえずできるところから今年度対応したということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 松本議員のあとの質問でございますけども、まず

家賃の滞納は、6年度の決算委員会でも御指摘をいただいております。その辺につきましては、我々建築課サイドといたしましてもいろいろと徴収の仕方の方法等も研究を重ねてまいりまして、徐々に改善をしているというふうに考えておりますけれども、今後とも徴収がスムーズにいきますように努力をしていきたいというふうに考えております。

それと、マスタープランの関係でございますけれども、平成5年度に国・府の建てかえ戦略の中でマスタープランを策定したわけでございますけれども、払い下げ問題等が惹起してきておりまして、それに現在時間を費やしているという形でございますが、この件もことしの12月末までに一定の方向づけができるというふうに我々考えておりますので、その後どういう形になるかわかりませんが、工営住宅の増設、建設には今後とも努力をしていきたいというふうに考えておりますし、大阪府におきましても老朽住宅については建てかえを現在進めておりますので、その辺も早く完成、事業化していただけるように今後とも働きかけはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 先ほど道路の件では、現在、道路に誘導表示なんか、危険とかいうような字は書いたりしてくれたんですけど、あれをした後でわずか10日間に3回連続して正面衝突——正面衝突しかけてそれをよけようと思ったのが塀やとか電柱やとかに当たって、それで両方の自動車がめろめろになってしまって、そして命には別状ないと、そういう状況でしたけれども、これはもう欠陥道路なんですよ。つくったときから欠陥道路、そして新しい道路がついたのと同時に、その鬼木線にたくさんの自動車が入ってくるという結果になったんですね。

だから、当然そういう状況を勘案したときには、危険のある道路については、こういう欠陥があるということがわかった段階で改善をせねば命取りになります。それをやらなかった、もしも死亡事故が出たときには、泉南市の責任が問われるのではないかと私は思いますよ。大変ですよ。とにかくあそこに立って、あの場所に立って、一度1時間でも監視してくれたら、一遍にわかることです。10日間に3回連続して家を壊してしまったんですよ。電柱も折れたんですよ。その点は、そういう欠陥道路の改修、

欠陥道路を改善するということをとにかく早くしてほしい。わずか道路に表示したぐらいでは、警察も言うてましたけど、こんなことでは効き目ありませんでと言うてましたよ。

それと、住宅の点ですけれども、泉南市に若い人が張りついて生活していけると、そういうまちづくりをしていってほしい。それを1つの基本方向として、一日でも早く住宅建設に取りかかってほしいと。不公平があってはなりません。住宅の戸数でいうと、一般住宅は今市営住宅がいろいろ払い下げ問題とか出てますけどね、これ、わずか90戸しかないんですよ。同和住宅では340戸、この差ありますね。だから、市営住宅をどんどんつくって、市民がほんとに安心して暮らせるように、若い人たちが住めるまちをつくってください。

最後にもう一度お答えいただいて、もう私、質問をこれで終わりますけどね、お答えしてください。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 松本議員御指摘の市道の狭小部分の点につきましてお答えいたします。

事故の点につきましては、警察の情報等からでも我々も承知いたしております。今回の安全標識、誘導標識をする前にも、泉南警察の交通の方にも相談に行ってまいりました。我々道路管理者側といたしまして、とりあえずできる範囲で早急に対応したというふうに我々思っているんですけども、警察の方とも相談の中でも出た言葉なんですけども、いずれにしても沿道が工作物やら建築物が張りついておりますので、いわゆる沿道権利者の理解が得られないと、拡幅改修というのはなかなか難しいという問題がございますので、この点につきましてはいろいろ問題点をクリアできるような形で整理できれば、すぐにも対応ということができるとは思いますが、今のところそういう見通しが全く立っておりませんので、その点につきましては、今後ともそういう事故の発生しているという状況を認識しながら検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 公営住宅を建てるのは、市町村、地方公共団体の仕事でございますから、我々もその辺については努力はしていきたいと。

そのために、平成5年に一番手っ取り早く戸数をふやせるということで、国の戦略に乗ってマスターをつくったわけですから、その辺一定の解決ができたなら、住宅の増設、その辺については努力はしていきます。

〔松本雪美君「ちょっともう1つ忘れてました」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 済みません、住宅の問題ですけど、払い下げられた住宅も幾つかあるんですが、払い下げられないまま死に絶えてしまった住宅とか、そういうところがあるんですね。牧野ではつつじが丘の住宅なんか、そないして残ってるんですけども、空き家のままで残ってて、シロアリがわいたりとか、とても住民に迷惑をかけてますから、そういう住宅をきちんと撤去して、住民に迷惑をかけないような処理をしてほしいと。

それから、今長山住宅なんかでも、あいてるところがあると思うんですけど、そういうのは一般公募して、当然貸し出しができるように、これは早く取り組んでほしいと思います。

それから、道路の問題、もう一遍言いますけどね、この道路は買収しようと思ったら、大きな用地があるんで、沿道の協力が要るということでしたけど、物件が建ってないような土地もありますからね、その土地を利用すれば、かなり見通しがよくなるはずですから、ぜひ買収とかいうような形ででも一遍働きかけをしてください。見通しがよくなるような方法を講じることはできます。現場は確認してますから。意見として言っときます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———和気君。

22番（和気 豊君） ちょっと2点だけお伺いをいたします。

1つは、70ページですね。ここで国体の開催に伴う野球場の入札減ということをお説明いただきました1億7,000万、総事業費が6億9,200万ですね。そのうちの1億7,000万といいますと25%近い減額ということになるわけですが、ちょっと今までにないような減額と。特に、これは特別な理由があったんだろうというふうに思うんですが、そういう御説明がありませんでしたので、そのときに言っていたら、あえて質問する必要はなかったんですが、お示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、85ページに500万でポケットパークがあるわけですが、これはどういう土地なんでしょうか。例えば、道路の買収に伴って相手方

との兼ね合いでちょっと余分に買収しなければならなくなって、結局道路用地からはみ出たいわゆる残有地やと。これを有効利用していると。こういうことで残有地の有効利用と、こういうふうなことでつくられているのか。この位置ですね、もうちょっと御説明いただけたらと思うんですが。

議長（島原正嗣君） 前川国体準備室長。

市長公室国体準備室長（前川正博君） 議員御質問の1億7,000万の落札減いたしました金額の中身について説明させていただきます。

これらにつきましては、実施設計の段階より精査等を行いまして、御存じのように照明柱が6本と計算しておりましたのを4本に減いたしましたり、あるいは落札差金等が生じたので、今回1億7,000万円の減額をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 工事請負費の内容の件につきまして御説明いたします。

御質問にありましたように、信達樽井線の事業用地の残地につきまして、当初事業用地を先行買収させていただきましたときに、残り残地の有効利用ということでございます。内容につきましては……（和気 豊君「もういいわ。内容はいい。どういう土地やろかということだけ聞いてる」と呼ぶ）残地の有効利用ということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） ちょっと財産管理の方に、総務の方にお聞きをしたいんですが、こういう土地は、財産管理に当たっておられてかなりたくさんあるというふうに思うんですが、大体このポケットパークに当たれるような、転用できるような、こういう土地はどれぐらいあるんでしょうか。こういうええ例は今後どんどん施策に反映さしていったらいいと思うんですが、そういう点でお示しをいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） ただいまの普通財産としてのそういう道路に面して持っているというのは、ごく限られていると思います。ただ、そういうもんについては、一遍調査をしてみなくてはどのような利用ができるかということで、普通財産についての今後の利用といたしますか、それにつ

いては今後調査していきたいと、このように思っています。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） いやいや、これは事改まった、今初めて——確かに施策としては今初めて出てきたんですが、以前の決算委員会とか予算委員会でこれはいろんな議員からも提案があったし、私自身もこういう提案をしておりますよ。そのときには今みたいな答弁してはるわけやから、これはちょっと財産管理上問題あるんじゃないですか。やっぱり購入してるわけやから、トータルでいくとかなりの額になりますよ、残有地というのは。そういうのは有効に——例えば僕、今度の場所はほんとにいいなというふうに思うんですよ。ちょうど病院に行かれて、そして帰りに疲れられた方がちょっとそこで一休みされて、またお帰りになると。そういう場所が点々とあると。

私、新潟の十日町の方へ視察に行かしてもらったんですが、ここでもほんとに古い町でしたけれども、商店街にこういうポケットパークがあって、そこでお年寄りの人がひなたぼっこをしておられると。非常に日照時間の少ないところですから、たまたま日の当たったときに、これはほんとにいい施策だと思うんですよ。これに財産を有効利用、転用せえへんばかな手はないわけで、こういうのはしっかり財管ではつかんどいてもらわないと、今初めて出た話と違いますやろ、これ。どうなんですか。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 先ほども申しあげましたように、公社の方で買い上げてそれを必要部分だけ一般会計で買い取ると。その残りはやっぱり公社に残ってます。（和気 豊君「どこに残ってようと、そんなもん」と呼ぶ）我々の方で管理してる中では、総務の中で——先生御指摘の総務ということでございますので、総務の私どもの方の管理の中では、そういう部分というのはほん限られた部分でございますので、その点は御理解していただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） いや、どこが持ってようと、やっぱり遊んでる土地ですやん。それが有効利用できるわけですから、一般会計で取得してそれで施策化したらいいわけで、そういうのはそれこそ名前が違うだけで、お役所答弁じゃなくて、ツーツーやから二足わらじでいけるわけですから、

どうとでもなるわけですから、そんなん今さら使い分けて、そんな話ありますかいな。

私、財産管理の問題についてちょっとお伺いをしたいんですが、ここにもため池の整備という問題が85ページのところにあるんですが、1億ほど財源確定をして、国から金が入ってきて、新たにため池の改修を進めていくということなんですが、ちょっと産経の方に聞きたいんですが、この中に中の池の改修というのは入ってるんでしょうか。今、中の池の改修を進められてるんですが、その点どうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今回のこの補正というんですか、地域ぐるみため池再編整備事業の中には入っておりません。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） それじゃ、これは産経でまた別なため池改修ということでやられてるんですか。かなり大々的な工事で、私は単車ですから、横をすっとすり抜けていくんですが、車がとまって、あと片木アルミぐらゐまで車が渋滞すると、こういうような状況もあります。市民の交通安全対策上も問題になっています。ガードマンも何かついたりつかなかったりというような状態なんですが、その辺はどこの事業でやられてるんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 中の池のことですが、これは現在事業主体が市場区の方でやっております。ただ、これにつきましては、中の池住宅がございます。そこの排水が中の池に流入しているということで、その流入につきまして水質が大変悪くなってきている。また、この間の1月に災害等がございまして、それを今後考えると、あの中の池に入る道というのは、一方通行だけの道しかないというようなことがございまして、市の方に昨年のたしか10月ごろだったと思いますが、何とかしてほしいという要望がございました。

その中で、市としては道路とか、またその排水の関係につきまして、なかなか難しいということでもございました。その中で、また市場の方ではいろいろ協議をされまして、市場区と水利が、それならもう私の方で工事をするからということで、その関係で底地は一応総務という形で、底地の関

係でそのことにつきましては市場区にやっていただくということで、市場区と水利と泉南市とで協定書をもって工事を許可したということでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） これは一般質問の中でも、市の財産でありますため池にかかわっての問題がかなり論議の焦点になったわけですが、これもかなり大きな事業なんですね。五、六十メートルにわたって池の中にいわゆるのりをつくって、勾配のある道が今言われた中の池住宅まで続いているわけですね。これを将来どうするんですか。埋め立てられるんですね。この埋め立てたところに今のお話では排水管を埋めるということで、そして道が行きどまりだから、埋め立てたところを有効利用していただく。これは市の財産ですね。市場区が事業主体、そして市はもう市場区にお任せということで、市の財産がいらわれてるわけですが、それには何らかかわっていかれない、こういうことなんですか。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 先ほども申しあげましたように、協定の中で一応向こうにやっていただくと。そういうことで、そのでき上がった分については、当然市に移管するという形の協定書になっております。ただ、その工事の内容等につきましても、当然市としてもその工事がどのように行われるかということについては、把握をする必要がございます。それについては、今後——今後といいますか、市場区の方にちゃんとした内容がわかるような書類を持ってこいということで、今指示をしているところでございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） もう既に工事が始まって、60メートルにわたっての——私の目測ですから、目分量ですから、道が勾配がついてずうっと団地の方についてるわけで、もうどんどん工事が始まってらるわけですよ。先ほども工事の一部の、5時ごろに通勤ラッシュの妨げになってると、こういうようなこともお話し申し上げましたけれども、どんどん大きな重機なんかもち込んで、そして工事がやられてるんですよ。

これは、例えば池には刃金がありますし、その刃金にさわるようなこと、あるいはそれは当然刃金がいられるということになれば、その刃金の強

度計算なんかもして、この工事で十分この刃金が耐え得るんだと、こういうこともやっていただかないけませんし、あの道は市場中の池線ということで、片木アルミにアルミニウムを積んだかなり重量の10トン、あるいは時には20トンぐらいの車がずっと入っていくわけですよ。だから、しょっちゅう水漏れを起こしてる箇所なんかもあるわけですね。

そういうことで、ウオーターフロント事業で堤即道に、池側に大きく、ウオーターフロントという事業を利用して既設の道を抱き抱えるように新たな堤をつくってもらって、その堤の上には将来花なんかも植えて、水際利用、水辺利用をやられるんでしょうけれども、そういうことで漏れを防ぐというやり方もやったわけですよ。もう刃金なんかはかなり老朽化してきているわけですね。その刃金にどういうふうな影響を与えられるのか、こういうことはチェックされましたか、行政として。市の財産いらわれているんですよ。相手任せですか。

そんなもん今ごろになって、やおら資料を取り寄せてチェックしていくんや。財産管理上どないなりまんねん、そんなもん。そういうことやから、あんな海営宮池みたいな問題も起こるんでしょう。もうちょっと財産管理に徹底を期してくださいよ。本末転倒でんがな。逆でんがな。市は十分チェックして、この工事やったら道路になっている現在の堤に何ら支障を起こさない、大丈夫だ、さあやってくださいと、これやったらまだわかるんですよ。そんなことなしに、全くチェックもせんと、問題が提起されてからチェックする、そんな財産管理の問題ありまっかいな。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） その協定をするとき、そのことについては、堤をいらうということについては、基本的にはいらうなということになっております。ただ、議員言われるように、その辺についての管理というのは十分にやっていきたいと、このように思っています。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 堤をいらうなと言うても、堤を横断して、堤の下にパイプを通すわけでしょう。当然刃金にも影響が出まんがな。道にも影響出まんがな。どこへパイプ通すんですか。道路の下へ埋設しないんですか、ずっと延長してきた污水管を。どういう仕組みになっているのか。そういうこともちゃんと握って、設計上も強度計算もちゃんとして大丈夫だと、こ

うということでチェックを与えんと、財産管理の徹底を期すということにはならないんじゃないですか。資料出しなさいよ。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） その埋め立てたところに管を入れると、排水管が中の池の浄化槽のところから入ってくると、そういうことで結果的には埋め立てた中での仕事になってしまいますので、埋め立てたところを渡って堤体といいますか、道路の中に直接というんではなしに、埋め立てた中での工事になってしまいますので、結果的には実際問題としてそういう危険性というのは少ないのではないかと、このように思います。

議長（島原正嗣君） 和気君、もう大分回数を超していますので、皆さんにもいろいろ段取りがあるので、簡潔にしてください。和気君。

2 2 番（和気 豊君） 答弁が納得いく答弁でしたら——ちょっとよくわからないんですが、平行線ですと来て、それで納得できへんということやなくて、もうひとつ説明がよくわからないんですが、そういう点で納得できない、こういうことなんで、排水管は最終的にはどこへ汚水を流すんですか。結局、道の下 of 排水管のところまでジョイントしてくるわけでしょう。その辺で最終的に既設の排水管に処理されるか、既設の排水管がなければ、池は酸素過多になって、池へもうこれ以上汚水を放流されたらかなわん、新たな污水管をほかへ逃がしてほしいと、こういう工事なんでしょう。そのための埋め立てなんでしょう。

そういうことであれば、当然どこか既設の管が入っている道路下とかそういうところへ来るわけですから、当然刃金にも一定の影響が出るというふうに思うんですよ、素人考えで。だから、一遍その辺は十分に設計図書を踏まえて、断面、平面も取って、図も取って、高さも確認し、刃金の部分に影響を持たないのかどうか、こういうことも確認した上で、これでは十分支障がないというチェックをしないと、今言うたようにどこへ最終的に污水排水管は来るんですか。結局、道路の下 of 既設の管へ来るというのは、私素人考えでは一番手っ取り早い方法やと思うんですが、そうじゃないんですか。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 御指摘のように、最終的にその埋め立てた管がつながるのが、確かに道路の中の他の下水——下水といいますか、放

流管の方につながるようになっております。そのことにつきましては、その管を管理するところ、また池のことでございますので、産業経済課と十分協議をせよということについては、市場区にちゃんと指示をしているところでございますので、当然そのことにつきましては、協議をされて十分な工事がされるというように感じております。

〔和気 豊君「そしたら、もう一回だけ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 工法上のチェックを産経課、今の話では十分事前に協議してやってるというふうに聞こえるわけですが、そのとおりでいいんですか。それじゃ問題ないんですよ。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） お答えします。

先ほど総務部長からもお答えしましたけども、市場区の方に設計図書を取り寄せてるということでございますので、我々としたら、協議があれば池の堤の工事につきましては産業経済課の所管でございますので、工法的な協議、指導につきましてはさしていただくつもりでございます。

議長（島原正嗣君） 質問者、この問題は産建の関係に属するということになりますから、問題があればさらに産建でも委員長中心に検討します。簡単に言ってください。和気君。

2 2 番（和気 豊君） 財産管理上の問題として私は提起してるんですが、ひとつ今議会での焦点にもなった問題ですから、池の管理の問題はね。そういう点で、今の話ではこれからやおらやっていくという話じゃないですか。事前にやってないじゃないですか。そのことを私は問題にしたんですよ、財産管理上の問題ということで。これは今後こういうことがまかり通ったら、これが先例になって、あのと時の市場区の話では、市場区は公有資産であって、市の事前のチェックも受けんと工事をどんどん進めた。もう工事を進めてから2週間近くなる。こういうことでは、これは財産管理上の問題として余りにもずさん過ぎるんじゃないですか。そういうことを指摘してるんですよ。そのことについて、明快に部長からもう一度答弁して、だれもが納得いくように処理してください。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） このことにつきましては、確かに議員御指

摘のように、我々といたしましてもすべて100%できてたかと言われま
すと、それについては我々も反省することがございます。今後こういうこ
とにつきましては特に注意していきたいと、このように考えてます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 1点だけお伺いをしときたいと思うんですが、66ペ
ージの工事請負費720万の件でございますが、ここの駐車場をつくる
という事前の説明があったんで、ここの内容をもう少し詳しく御説明をいた
だきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 66ページの中段にございます工事請負費
720万でございますが、これは以前から議員の方々からもいろいろ御指
摘がございます市内の駐車スペースが大変少ないということで、何とか対
策をせよということも御指摘を受けております。

その中でいろいろ検討をいたしましたところ、まず今一定の工事にかかるま
でに時間がかかるという中で、中央公園の用地、これは今現在公社が持っ
ているわけでございますが、その公社の用地を整地をいたしまして――3,
600平米ぐらいの面積になりますが、そこを整地をいたしまして、碎石
舗装という形で簡単な舗装でございますが、それをやりますして、約200
台程度の駐車スペースをつくり、職員の駐車場として使いたいということ
でこの工事をするものでございまして、そうすることによって、住民の方
々が市役所を訪れたときにも、駐車につきましては十分対応できるという
ことでの工事でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 車を減らしていくという方策もやはり1つ考えていか
ないと、車がずっとお役所の周りにいっぱいたまるとというのは、本来
役所は市民のために仕事をしますところですから、そういう点ではやはり車で
来ることを減らす方策をいろいろ考えてもいかなあかんと思うんですね。

やっぱり財政難ということも言われとるわけですから、そういう点での
いろいろ泉南にはバスとか足の便がなかなかないということと、それから
福祉センターを建てれば循環バスを通したいということも言われておりま
したけども、そういうものも含めてトータル的にやっぱり車を減らし、泉
南の市役所が市民のために気持ちよく利用するスペースであるべきじゃな

いかな。何か車に乗っ取られるような雰囲気は周りを見ておりますとあるので、その辺のトータル的な役所の敷地のあり方というようなことも1つ含めて考えないと、足らんからふやしていくというんでは、考え方が少しないのかなと思うんですね。

この間ほかの議員からも議論ありましたように、農協のところもかなり利用率が悪いと。あれだけ離れるだけで利用率が悪くなるわけですから、今回特にあそこよりも3倍ぐらい遠いわけですから、そういう点ではせっかくお金を入れても利用しないんじゃないかなというおそれもありますね。そういうことを考えると、もう少し役所の使われ方などについても一度考える必要があると思うんですが、そういう点はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それから、これだけの大きい車が入ってくると、やっぱり1人ぐらいの整理をする案内人がおるほうがいいんじゃないかなと。これは何も駐車場の整理だけじゃなしに、役所に来たときに市民の方が気軽にお尋ねもできるし、車の整理をする人がだれもおらないというのも、並べ方が軽四のところに大型の普通車が入ったり、見た感じも何かきれいに整理されてないなという感じがするので、その辺も含めて役所のこういうスペースの使われ方について、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 確かに、車というのがだんだん年々ふえてきております。この庁舎の建設当時は、このように車がふえるということも当然予想してなかったように思います。

ただ、現在のこの市役所に通勤するなり、また市民がここへ来られるについては、御指摘のように交通の便についてはやはり悪いというのが事実だと思います。これらを解消することにより、車を減らすことも1つの方法だと思いますが、現時点では、現在庁舎内にある車を外に移動することが、住民の方々が市役所を訪れてくれたときの対応だということで、暫定的な措置としてこの部分をやるわけでございます。

そして、もう1つの駐車場を使う人、また庁内を訪れる方々の外での整理といいますか、それについては我々といたしましても、どういう方法が一番いいかということも含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そういうトータルのなことでそういう対応がされるべきだと、基本的には思いますね。足らんからすぐそこをするというだけではなしに、その辺はもう少しトータルのに検討する機関というか委員会を持って、役所の利用のあり方なんかも含めてやらないと、余りにも管理がされてないなというんか、ちゃんと整理がされてないなという印象を私は泉南市役所へ来た方が思うんではないかなと思うので、その辺は大阪府なんかでもノーマイカーデーとかいうようなことも言ってありますし、そういう点で何らかの知恵を出してもらいたい。何もしてないんじゃないですか、そういう面での対応は。

その辺は強くお願いをしますので、検討課題だけじゃなしに、整理をする方1人ぐらいはやっぱり置いてくださいよ。でないと、なかなかこれだけの多い車になりますと、整理がなかなか、めいめいがとめますと狭いところが余計狭くなるということで、これは検討課題じゃなしに、早速やろうと思ったらできるわけですから、そういう人は私は市民の理解を得られるんじゃないかなと思うので、それだけちょっと答弁してください。それで、トータルのにやってくださいよ。

議長（島原正嗣君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） その整理の件につきましては、先ほども申し上げましたように、きょう聞かしていただいて、あすからというわけにもいきませんし、やはり検討さしていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案どおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明22日午前10時から本会議を継

続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明22日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。どうも御苦労さまでした。

午後5時35分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 嶋 本 五 男